



水前寺江津湖公園利活用・保全計画

～湧水により育まれてきた自然と人との共生～



令和2年3月

熊本市



目 次

1. 水前寺江津湖公園の概要

1-1	位置及び公園概要	2
1-2	かつての江津湖	4
1-3	管理区分	9
1-4	交通アクセス	10
1-5	法的規制	11
1-6	地域資源（社会的資源、自然的資源、歴史的・文化的資源）	14

2. 現状と課題

2-1	水前寺江津湖公園の抱える課題.....	25
2-2	課題の整理	29

3. 計画の内容

3-1	計画の概要	33
3-2	計画の位置づけ	36
3-3	基本理念・基本方針	37
3-4	ゾーニング	46
3-5	地区別の方針と主要事業イメージ.....	47

4. 事業展開

4-1	事業展開スケジュール.....	55
4-2	計画推進体制	57

5. 資料編

5-1	検討体制	59
5-2	課題の整理	61
5-3	イベントガイドライン.....	64

はじめに

豊富な湧水と良好な水辺環境が保たれている江津湖には、環境省や熊本県のレッドデータブックに掲載されている希少生物をはじめ、多くの野生生物が生息しています。この水前寺・江津湖湧水群は都市の中にありながら、日量約 47 万トン（平成 30 年観測）を誇る県内でも最大規模の湧水群で、「平成の名水百選」や「日本の重要湿地 500」に選定されるなど、多くの生きものだけでなく、市民の憩いの場としても親しまれています。

また、細川忠利は成趣園の祖型となる「御茶屋」を設け、細川綱利の時代には御茶屋を拡張して水前寺成趣園を整備するなど、豊かな湧水は歴代藩主にとっての休息の場となりました。さらに、夏目漱石や中村汀女など、多くの文化人がこの地の自然を詠んだ俳句を残すなど、この湧水は多くの人を惹きつけていました。

一方、近年は湧水量の減少やごみの堆積などによる水環境の悪化や外来生物の繁殖など、多くの課題を抱えています。

そのような中、平成 24 年の熊本市の政令指定都市移行に伴い、それまで熊本県と熊本市で管理されてきた水前寺江津湖公園の管理は熊本市に一元化され、一体的な管理が行われるようになりました。また、平成 29 年には、民間活力を推進する都市公園法の改正が行われるなど、社会情勢も変化しています。

そこで、平成 30 年に「水前寺江津湖公園利活用・保全推進協議会」を発足し、公園の保全と利活用の両面からの議論が開始されました。この協議会では、本会議の他に 2 つの部会を設け、詳細に議論を行いました。2 つの部会とは、「環境部会」と「アクティビティ・マネジメント部会」です。約 2 年間にわたって議論を行い、その成果が本計画書にまとめられました。

この計画は、水前寺江津湖公園の利活用と自然環境の保全に関する今後の方向を示したもので、この計画に沿って事業を行います。適宜、事業の進捗管理や検証を行い、計画の見直しも図ることとしています。

これからも、市民の憩いの場であり、自然と人とが共存・共生する水前寺江津湖公園を、未来にわたって継承していくための努力を行っていきます。

令和 2 年（2020 年）3 月

水前寺江津湖公園利活用・保全推進協議会 会長

市川 勉



1 水前寺江津湖公園の概要

- 1－1 位置及び公園概要
- 1－2 かつての江津湖
- 1－3 管理区分
- 1－4 交通アクセス
- 1－5 法的規制
- 1－6 地域資源

1 水前寺江津湖公園の概要

1-1 位置及び公園概要

水前寺江津湖公園は、本市の中心部から南東へ約 5km の場所に位置する、東西に約 2.0km、南北に約 3.5km、公園面積 126.9ha の都市公園（広域公園）です。

昭和 35 年 5 月に、現在の上江津地区を都市計画公園（総合公園）として計画決定し、その後、他の地区との統合を進め、現在の公園区域となりました。地区は、水前寺地区、出水地区、上江津地区、下江津地区、広木地区、庄口地区の 6 地区に分けられます。

湖面面積は約 50ha で、1 日約 47 万トンの地下水が湧き出る、全国でも有数の湿地です。また、平成 13 年には、環境省から希少種や固有種等が生息生育する湖沼や湧水地の一つとして「日本の重要湿地 500」に選定されるなど、豊かな自然環境を有していることが認められています。

さらに、公園内には、国指定の名勝・史跡「水前寺成趣園」や国指定天然記念物の「スイゼンジノリ発生地」、加藤清正公時代に築かれたと伝わる「江津塘」、細川家ゆかりの「旧砂取細川邸庭園」など、歴史的に価値のある場所も数多くあります。

このように、自然や文化に恵まれた本公園では、日常的に多くの市民が訪れ、憩いの場として親しまれています。また、公園内にある水前寺成趣園や動植物園などには、市内外から多くの観光客が訪れており、本市を代表する公園の 1 つとなっています。



図 1-1 水前寺江津湖公園位置図



--- : 都市計画公園区域
(平成 31 年 4 月 1 日現在)

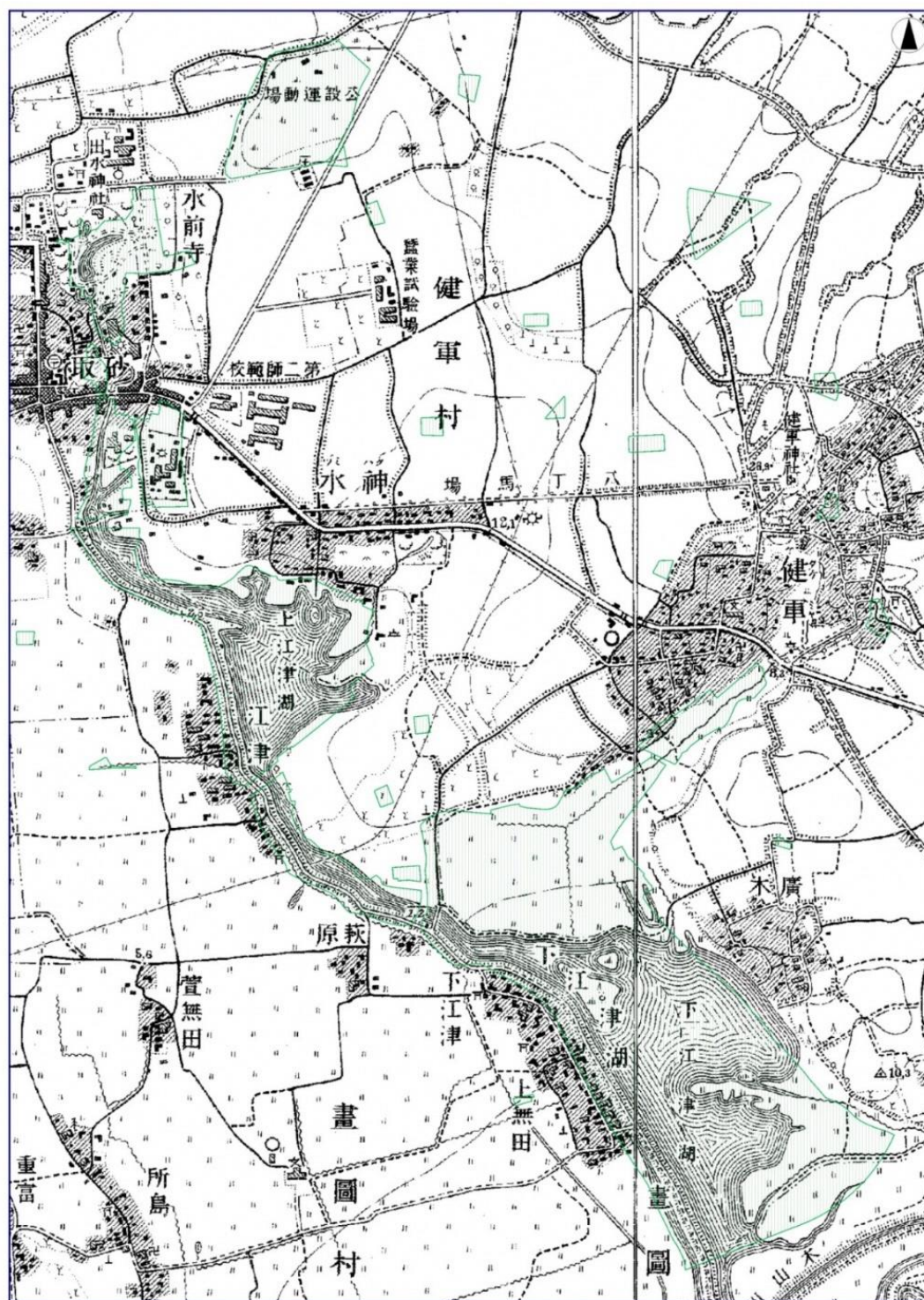
図 1-2 水前寺江津湖公園一帯航空写真

(右上：熊本地域の地下水の流れ <(公財)くまもと地下水財団提供>)

1-2 かつての江津湖

<古地図：大正15年（1926年）>

江津湖に架かる橋は、砂取橋（現在の八王寺通り沿い）と画図橋（現在の植物園入口付近）が確認できます。江津湖の両岸は健軍村・画図村であり、現在の公園周辺は市街化されておらず、田畑が広がっているのがわかります。



掲載している地理空間情報は、職員等の庁内業務で利用可能です。
その内容や正確性を証明するもの、土地や建物等の所有権や境界等を示すものではありません。
またデータの整備時期により、現況と異なる場合があります。

縮尺 1/10000

図1-3 古地図（大正15年当時）<熊本市歴史文書資料室提供>

<絵葉書>



図 1-4 水前寺成趣園 <熊本市歴史文書資料室提供>



図 1-5 江津湖の上流（砂取橋より）<熊本市歴史文書資料室提供>



図 1-6 江津湖畔より清酒会社の遠景（出水地区）<熊本市歴史文書資料室提供>



図 1-7 料亭 江津花壇（旧砂取細川邸庭園）＜熊本市歴史文書資料室提供＞



図 1-8 料亭 江津花壇（芭蕉園）＜熊本市歴史文書資料室提供＞

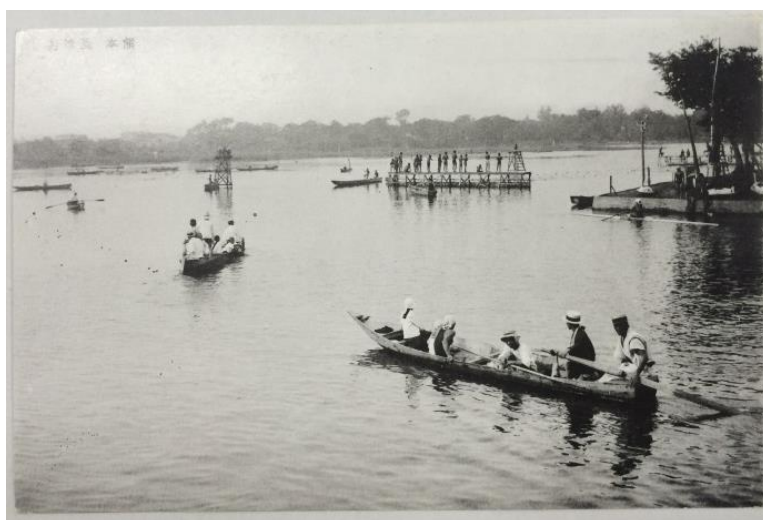


図 1-9 舟遊びを楽しむ人々（上江津付近）＜熊本市歴史文書資料室提供＞



図 1-10 舟遊びを楽しむ人々（上江津付近）＜熊本市歴史文書資料室提供＞



図 1-11 江津湖（画図橋付近）＜熊本市歴史文書資料室提供＞



図 1-12 江津湖（下江津付近）＜熊本市歴史文書資料室提供＞

～ 夏目漱石と江津湖 ～

明治 29 年（1896 年）、第五高等学校（旧制 現在の熊本大学）の英語教師として赴任した夏目漱石は、^{なんてい}端艇部（ボート部）の部長を務めており、江津湖が身近だったようです。

明治 30 年（1897 年）2 月 16 日の九州日日新聞には、「画湖の端艇競漕」と題する記事が掲載されています。そこには、2 月 14 日に行われた第五高等学校の職員によるボートレースの様子が取り上げられており、「夏目」の名前も挙がっています。

当時の画図橋下流竹島と江津村の間 600 メートルを往復する 1200 メートルの航程で、レースは午前 11 時に開催、午後 3 時半まで 11 レースが行われました。漱石が出場したのは第 7 レース。観客およそ 400 人が両岸に立ち並び、あるいは舟を出して観戦し、大変な賑わいだったとのこと。

また、プライベートでも水前寺・江津湖をよく訪れていたようで、多くの句が詠まれています。熊本から離れて 8 年近くが経過した明治 41 年（1908 年）の九州日日新聞には、砂取橋から上江津に至る川下りの際に目にしたきれいな水が織りなす景色を「頗る気に入った」と述懐するなど、江津湖がお気に入りだったようです。

■ 漱石の俳句（水前寺・江津湖近辺で詠まれたであろう句）＜漱石全集第 17 巻＞

（明治 30 年） ひたゝゝと藻草刈るなり春の水
 ふるひ寄せて白魚崩れん許りなり
 しめ縄や春の水湧く水前寺
 上画津や青き水菜に白き蝶
 棹さして舟押し出すや春の川

■ 「名家の見たる熊本」九州日日新聞 明治 41 年（1908 年）2 月 9 日

水前寺と画図湖

これが頗る気に入った。第一、水が綺麗で魚が居る。特に水が水前寺外に流れ出やうとする附近は最も奇を尽し妙を極めて、澄み切った水がさらゝと青い草の根と縦横に縫っているところなどは何とも言へぬ。流れを下れば砂取橋といふのがある。其処から船を泛べると、次第に江図湖に近くに随^{したが}って景は益々佳くなる、岩もある、山も聳^{そび}えて見える、江図湖の弁天も見える、実に絶景であるにも拘^{かわ}らず、江図湖に一度滑り込んで終うと既う佳くない、詰^{つま}らぬと口が言ふ。



図 1-13 第五高等学校ボートレース＜五高記念館提供＞

1-3 管理区分

平成 24 年の政令指定都市移行に伴い、広木地区の管理が熊本県から熊本市に引き継がれました。これにより、ほぼ全域を市が管理することとなりました。同時に、水前寺江津湖公園と区域が重複する河川区域（加勢川）も、熊本市に権限が移行しました。また、同時期に指定管理者による公園管理を開始しています。

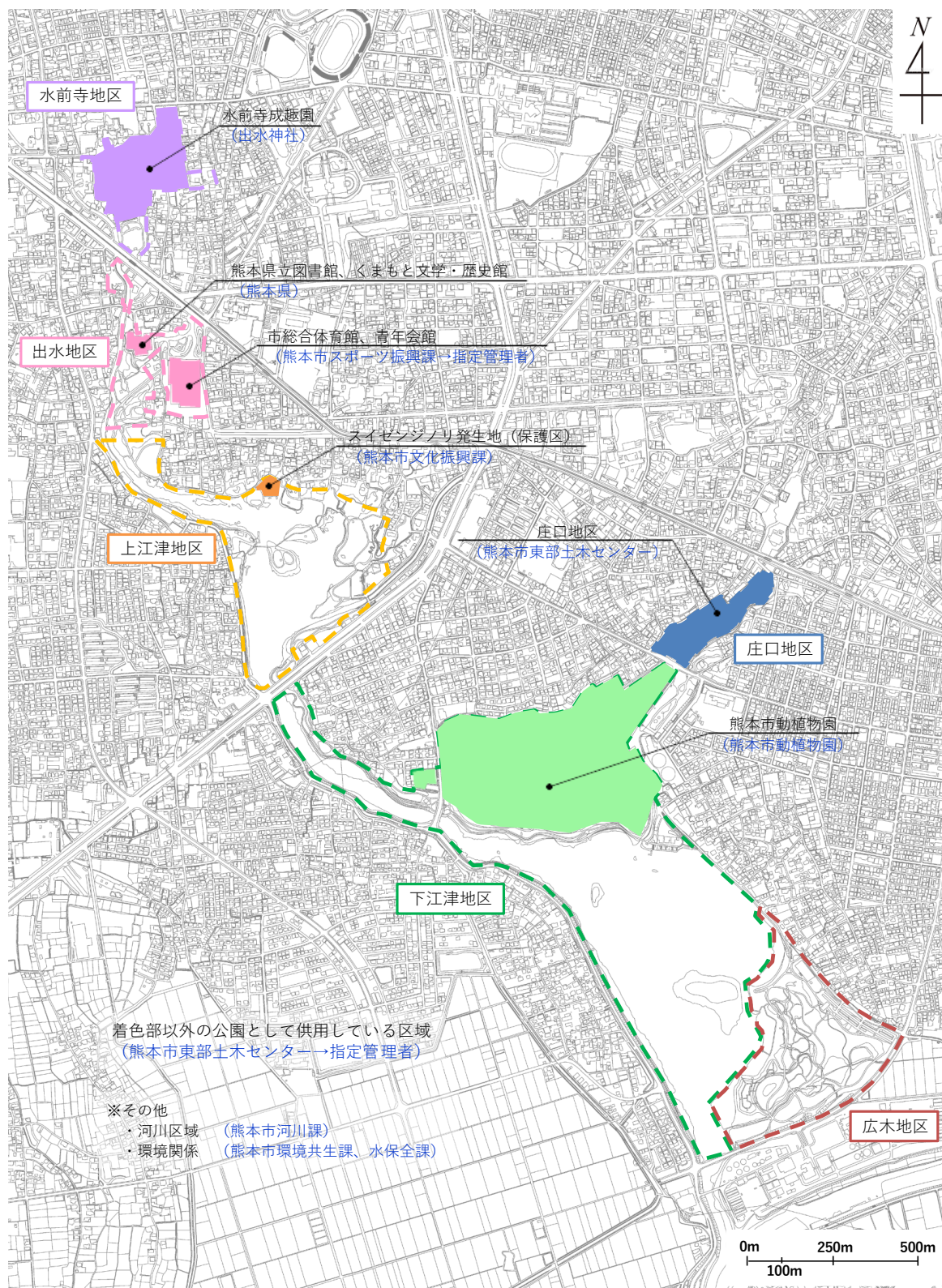


図 1-14 水前寺江津湖公園管理区分

1-4 交通アクセス

公園周辺の主要幹線道路は、国道 57 号（東バイパス）、主要地方道熊本高森線、一般県道熊本空港線、一般県道神水川尻線の 1 国道 3 県道です。

広木地区南側には、都市計画道路下南部画図線が整備され、健軍方面からの通行が可能になっています。

公共交通では、市電が主要なアクセス手段となっており、最寄の電停は、「水前寺公園」「市立体育館前」「八丁馬場」「動植物園入口」の 4 箇所です。

また、路線バスは、都市バス、熊本バス、産交バスが公園周辺を走っており、公園沿いに多数のバス停があります。

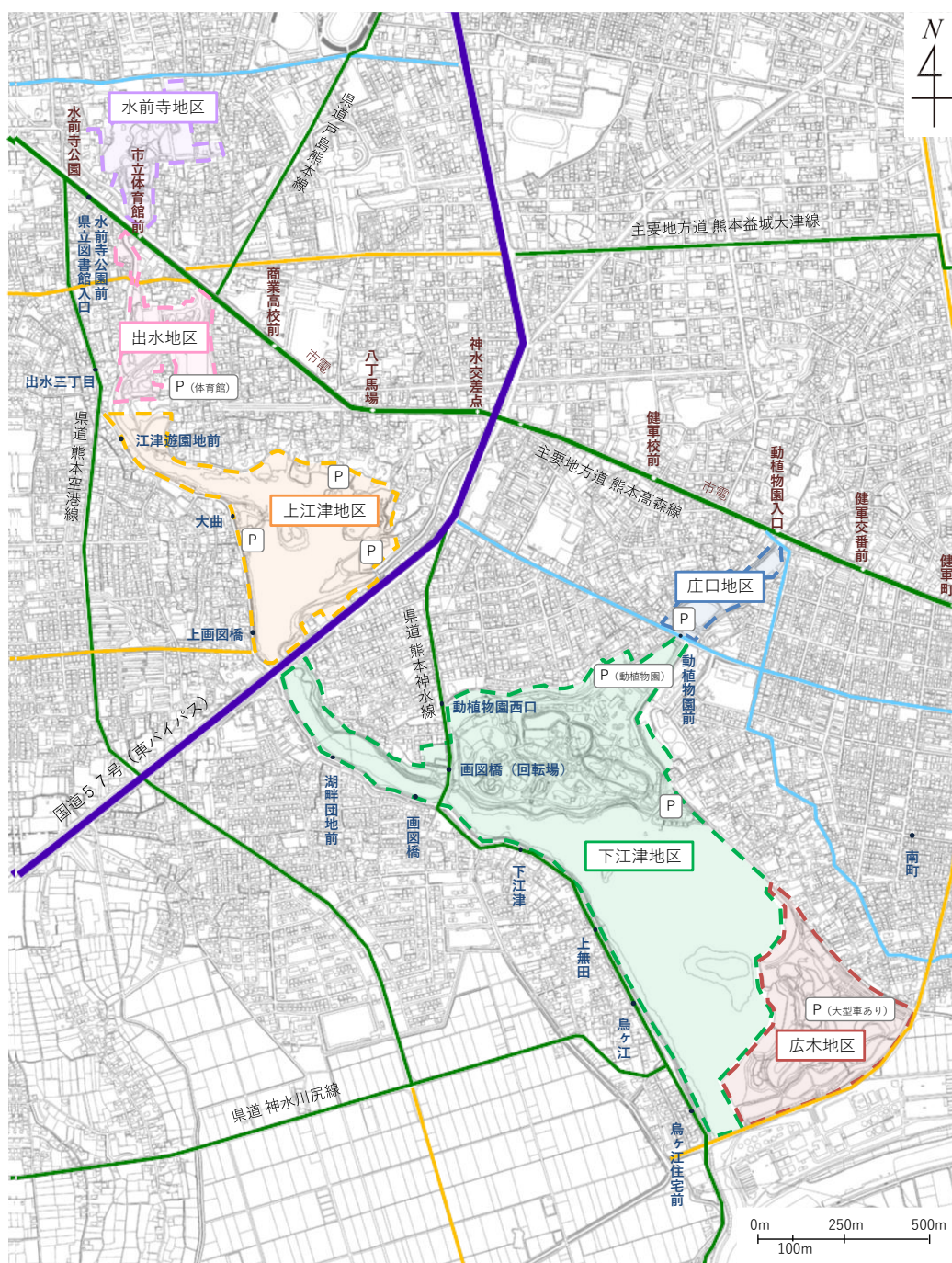


図 1-15 水前寺江津湖公園周辺 幹線交通網図・市電電停・バス停・駐車場位置図

1-5 法的規制

1. 都市計画における用途区分

公園区域内および周辺は、県道熊本高森線や国道 57 号沿いの近隣商業地域や準住居地域を除き、住居専用地域および住居地域となっています。

表 1-1 地区ごとの用途区分

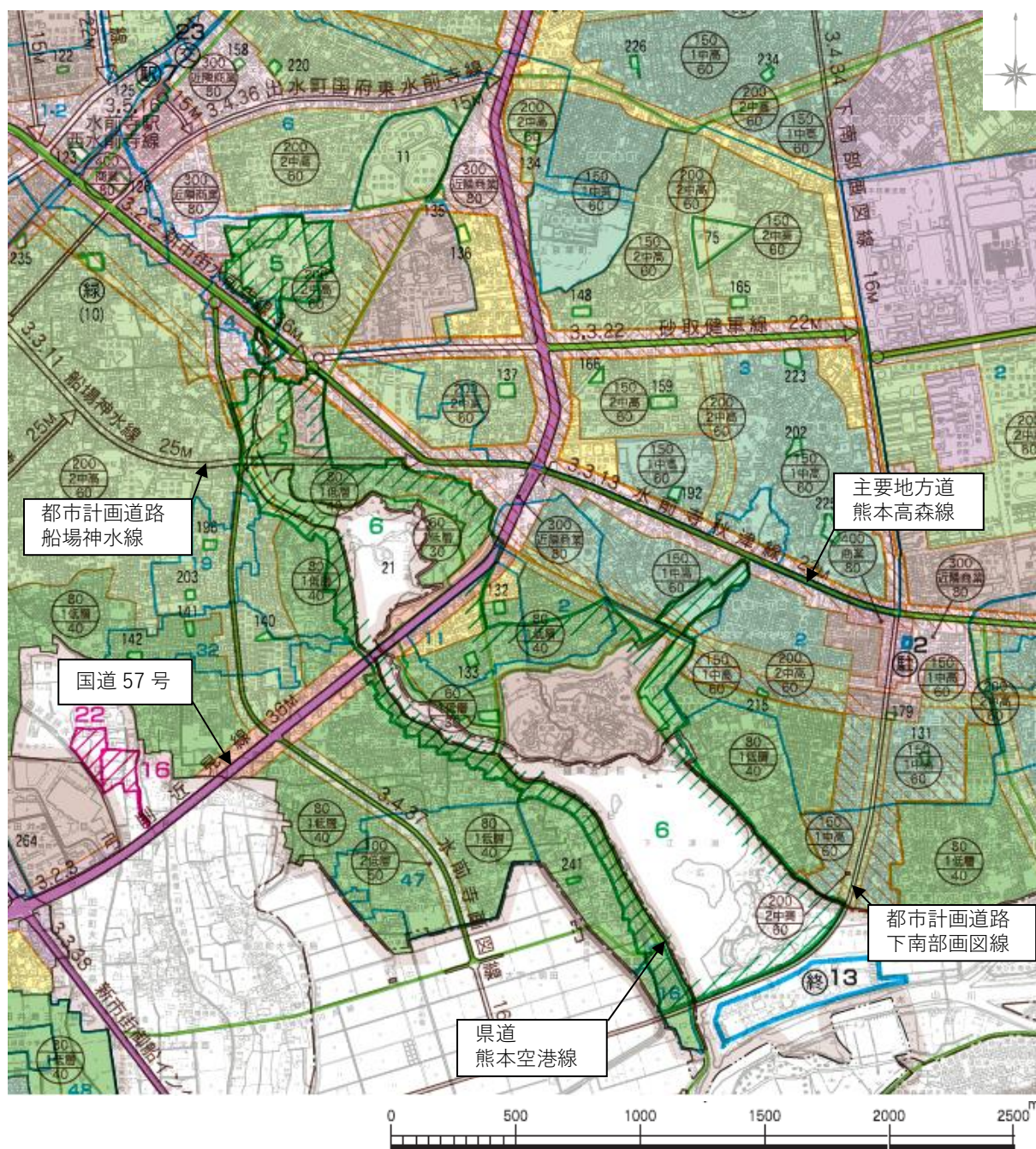
水 前 寺 江 津 湖 公 園	水前寺地区	近隣商業地域、商業地域（県道熊本高森線沿い） 第 2 種中高層住居専用地域（その他）
	出水地区	近隣商業地域、商業地域（県道熊本高森線沿い） 第 2 種住居地域（熊本市立体育館周辺） 第 1 種低層・第 2 種中高層住居専用地域（その他）
	上江津地区 下江津地区	準住居地域、第 2 種住居地域（国道 57 号沿い） 第 2 種住居地域（動植物園） 第 1 種低層住居専用地域（その他）
	庄口地区	第 1 種中高層住居専用地域
	広木地区	市街化調整区域（用途区分なし）

※用途地域

- ・第 1 種低層住居専用地域 低層住宅の良好な環境を守るための地域
- ・第 1 種中高層住居専用地域 中高層住宅の良好な環境を守るための地域
- ・第 2 種中高層住居専用地域 主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域
- ・第 2 種住居地域 主に住居の環境を守るための地域
- ・準住居地域 道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を守るための地域
- ・近隣商業地域 近隣の住民が日用品の買い物をする店舗などの業務の利便の増進を図る地域
- ・商業地域 銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所など、商業などの業務の利便の増進を図る地域

※市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域



凡 例			
都市計画区域		市街化区域	
行政区域(市町村界)		市街化調整区域	
種 別	名 称	種 別	名 称
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	40%	第1種中層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域	40%	第2種中層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域	40%	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域	40%	第2種住居地域
	準住居地域	40%	近隣商業地域
	商業地域	40%	準工業地域
	工業地域	40%	
		40%	
		40%	
		40%	
その他の地域	防火地域	防火地域	臨港地区
	準防火地域	準防火地域	流通業務地区
	風致地区	風致地区	事務所地区
	駐車場整備地区	駐車場整備地区	文教地区
	大規模集客施設制限地区	大規模集客施設制限地区	文芸地区
	都市計画道路	都市計画道路	公園
	都市計画公園	都市計画公園	下水処理施設地区
	緑地	緑地	都市高速鉄道
	駐 車 場	駐 車 場	汚物処理場
	自動車ターミナル	自動車ターミナル	ごみ処理場
都市施設	駅前広場	駅前広場	火葬場
	終末処理場(浄化センター)	終末処理場(浄化センター)	流通業務用地
	交通広場	交通広場	市 場
	ごみ処理場	ごみ処理場	
地区計画区域			
宅 地 造成 工事 規制 区域		土地地区画整理事業施行区域	
市街地再開発事業施行区域		国 道	
高 速 道 路		高 速 道 路	

図 1-16 都市計画総括図

2. 自然環境・景観関連法指定

都市計画公園区域より一回り広い範囲が、風致地区※に指定されています。また、風致地区以外に、次のような法的規制が講じられています。

※都市の風致を維持するため定める地区で、本市では現在7地区指定。土地の形質の変更や建築物の建築、樹木の伐採などに許可を要する。建築物の高さ・建ぺい率・外壁後退距離などの建築形態や植栽の面積などを規制。

- ・「熊本市景観計画」

水前寺成趣園周辺及び江津湖周辺は『重点地区』に指定

- ・「環境保護地区」（緑地の保全及び緑化の推進に関する条例）

上江津湖左岸の一部が、条例に基づく『環境保護地区』に指定

- ・「鳥獣保護区」

水前寺地区および下江津の庄口地区を除く広い範囲が『鳥獣保護区』に指定

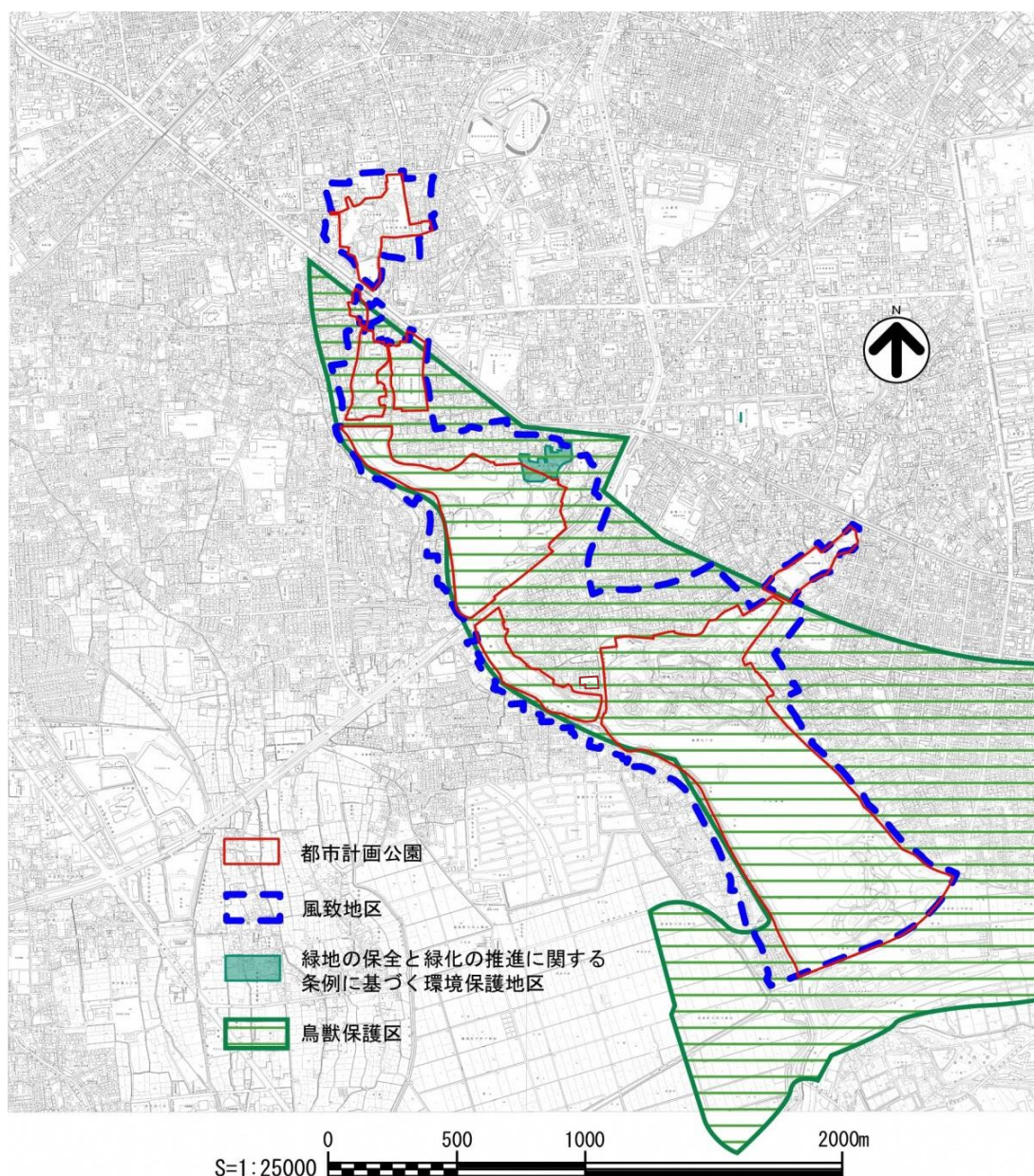


図 1-17 自然環境・景観関連法区域図

1-6 地域資源（社会的資源、自然的資源、歴史的・文化的資源）

【社会的資源】

公園周辺には、保育園・幼稚園から高校・専門学校まで、多くの教育施設等が点在し、野外学習の場などとして様々な形で利用されています。また、下江津地区では、高校生や大学生がボート競技を練習する姿も見られます。

飲食店や土産・物産品店などの商業施設は、観光客の来訪が多い水前寺成趣園一带に集中しています。アンケート調査では、公園内での喫茶などを望む声も聞かれましたが、商業施設は水前寺成趣園一带以外では、国道 57 号沿線などの幹線道路沿線に点在している状態で、公園を利用しながら立ち寄れる施設はあまりありません。



野外学習の様子



ボート競技練習風景

図 1-18 水前寺江津湖公園での活動

【自然的資源】

<日本の重要湿地 500「江津湖・上江津湖水系」>

環境省が生物多様性保全の観点から重要な湿地を保全することを目的に、湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ湿地、サンゴ礁など 500 箇所を選定しており、「江津湖・上江津湖水系」が選定されています。なお、平成 28 年に見直しが行われており、現在は 633 箇所となっています。

名 称	江津湖・上江津湖水系
選定基準	希少種・固有種等が生息・生育している
選定理由	○江津湖水系…ヒラモ・ヒメバイカモの生育地 九州の湧水植生の代表 ○上江津湖水系…スイゼンジノリ（藍藻）の生育地



ヒラモ



ヒメバイカモ

図 1-19 江津湖に生育する希少種

<平成の名水百選>

平成の名水百選とは、平成 20 年 6 月に環境省が選定した全国各地の「名水」とされる 100 箇所の湧水・河川（用水）・地下水のことで、「水前寺江津湖湧水群」が選定されました。昭和 60 年 3 月に環境庁（当時）が選定した「名水百選」（昭和の名水百選）との重複はなく、合わせて 200 選となっています。江津湖では、公園内だけでなく、公園の東側からも多くの場所で豊富な湧水がみられます。

名 称	水前寺江津湖湧水群
-----	-----------

<熊本水遺産>

熊本水遺産は、熊本市の水の風土と文化を後世に伝えるため、市民共有の財産として市が登録しています。湧水・食・土木建築・祭り・風習など有形・無形を問わず、熊本市の水に関係するものであれば登録の対象としています。92件（H31.3）。

江津湖関連の熊本水遺産（ ）内は、水遺産指定の説明書き

- ・江津湖（日量約47万トンの湧水量を誇る熊本市最大の湧水地。約600種類の動植物が生息し、環境省の「日本の重要湿地」に選定される。地下水都市のシンボリック存在である。）
- ・水前寺成趣園（江戸期の大名庭園で、清らかな水が湧く池泉と築山の庭は、訪れる度に違う顔を見せてくれる。園内の出水神社の「長寿の水」は名水として知られている。）
- ・旧砂取細川邸庭園（明治時代初期に整備したとされる藩主細川家の御茶屋の庭園である。湧水を活かした造りになっており、かつては水前寺成趣園と並び称された美しい庭園であった。）
- ・神水苑（元は細川刑部家の別荘で、庭園中心に造られたものという。湧き水の池泉を配した回遊式庭園は、明るく伸びやかで水前寺成趣園を彷彿とさせる。）
- ・江津塘（上江津湖から加勢川右岸沿いに続く長い堤防で、加藤清正が築いたと伝えられ、清正堤ともいわれている。この江津塘により、現在の江津湖が誕生している。）
- ・中村汀女さんが詠んだ俳句（江津湖を愛した俳人・中村汀女。水と呼んだ俳句は、今なお熊本の水の情景を語り続ける。江津湖畔などに汀女の句碑が建っている。）
- ・堅山南風作「魚楽図」（堅山南風は、熊本市生まれの日本画家の大家である。「魚楽図」は故郷の江津湖を描いたもので、実際に漁船に乗って写生している。横浜美術館蔵。）
- ・水前寺もやし（藩政時代からの名産品。今も江津湖の湧水を利用して栽培されている。長寿と健康を願う縁起物の正月野菜で、熊本の雑煮に欠かせない。）
- ・水前寺せり（水前寺・江津湖周辺の湧水で栽培するため「水前寺せり」と呼ばれる。熊本の春の味覚を満喫させる風味と、食欲増進の効用を持ち、地元の春の七草の一つ。）
- ・水前寺のり及びスイゼンジノリ発生地（江戸時代に熊本藩が幕府へ献上していた高級品で、今も郷土料理店などで重宝される。上江津湖の「スイゼンジノリ発生地」は国指定の天然記念物である。なお、ひご野菜では“水前寺のり”、文化財では“スイゼンジノリ”と表記する。）
- ・神水（神水（くわみず）は上江津湖の北東沿いの地。「くわ」とは古語で美しいの意味で、神の字が当てられ、江津湖の清れつな湧水を象徴する地名である。）

＜江津湖に生息・生育する野生生物＞ ※下記から抜粋

○環境省改訂版レッドデータブック、環境省レッドリスト 2019

○レッドデータブックくまもと 2019

※保護上重要な地域（複合群落）として「江津湖一帯の水湿生植物群落」を位置づけ（カテゴリー 4：緊急に対策が必要）

○レッドデータブック、レッドリスト（環境省版・熊本県版）掲載種

- ・植物 ヒメミズワラビ、テツホシダ、ヒラモ、ミズアオイ、ワンドスゲ、ウマスゲ、コツブヌマハリイ、ミズタカモジ、マツモ、ヒメバイカモ、アズマツメクサ、オオアブノメ、キタミソウなど
- ・藻類 オキチモズク、チャイロカワモズクなど
- ・哺乳類 カヤネズミ
- ・鳥類 ササゴイ、チュウサギ、クロツラヘラサギ、トモエガモ、ミサゴ、ハヤブサ、ヒクイナなど
- ・魚類 スナヤツメ南方種、ニホンウナギ、カワヒガイ、ヤリタナゴ、アブラボテ、カゼトゲタナゴ、カネヒラ、セボシタビラ、ミナミメダカ、カワアナゴなど
- ・昆虫類 ベニイトトンボ、ムスジイトトンボ、キイロサナエ、タベサナエ、ウチワヤンマなど
- ・陸産・淡水産貝類 ナガオカモノアラガイなど
- ・淡水産無脊椎動物 サイゴクコツブムシなど

※レッドデータブック、レッドリストについて

日本に生息・生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を科学的・客観的に評価し、その結果をリストにまとめたものをレッドリストといい、それらの掲載種について、生息状況や存続をおびやかしている原因等を解説した書籍をレッドデータブックという。

また、日本全体での生育状況等をもとに、環境省が作成したものが環境省版レッドデータブック・レッドリストで、熊本県内での生息状況等をもとに熊本県が作成したものが熊本県版レッドデータブックである。



ミズアオイ



クロツラヘラサギ



カゼトゲタナゴ

図 1-20 江津湖に生育・生息する野生生物

「特定外来生物・生態系被害防止外来種リスト掲載種

・条例における指定外来魚」

「外来生物」とは、本来の生息地又は生育地の外に生息・生育する生物のことです。

その中でも、「特定外来生物」とは、外来生物の中で特に生態系や人間の生活に大きな影響を与える又は与えるおそれのあるもので、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」により指定された外来生物をいいます。

また、「生態系被害防止外来種リスト」は、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがあるものを生態的特性及び社会的状況も踏まえて選定した外来種のリストですが、特定外来生物及び未判定外来生物以外は外来生物法に基づく規制の対象にはなりません。カテゴリー区分があり、江津湖一帯では、定着が確認されている「総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種)」のうち「緊急対策外来種」と「重点対策外来種」「その他の総合対策外来種」に区分された種で、現に問題となっているものがある状況です。

さらに、熊本市では「江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例」を制定(平成27年4月1日施行)し、江津湖地域における指定外来魚(オオクチバス・ブルーギル・カダヤシ・カムルチー・ジルティラピア・ナイルティラピア)の放流、再放流を禁止し、駆除の推進を市民にも呼びかけています。



オオクチバス



ブルーギル



カダヤシ



カムルチー



ジルティラピア



ナイルティラピア

図 1-21 江津湖に生息する市指定外来魚

表 1-2 江津湖一帯で問題となっている外来生物（主なもの）

	和名（別名）	特定外来生物	生態系被害防止外来種リスト			条例指定外来魚
			総合対策外来種			
			緊急対策外来種	重点対策外来種	総合対策外来種 その他の	
植物	ブラジルチドメグサ	○	○			
	ボタンウキクサ（ウォーターレタス）	○	○			
	ナガエツルノゲイトウ	○	○			
	オオフサモ	○	○			
	オオカナダモ			○		
	ホテイアオイ（ウォーターヒヤシンス）			○		
	オランダガラシ（クレソン）			○		
	ウチワゼニクサ（タテバチドメグサ）			○		
魚類	オオクチバス	○	○			○
	ブルーギル	○				○
	カダヤシ	○		○		○
	カムルチー					○
	ジルティラピア				○	○
	ナイルティラピア				○	○
爬虫類	アカミミガメ（ミシシippアカミミガメ）等		○			
両生類	ウシガエル	○		○		

【歴史的・文化的資源】

<江津塘>

江津湖の西岸に延びる堤防の江津塘（加勢川北岸から川尻まで）は、江戸時代初期の藩主加藤清正公により造られたとされています。この堤防により、西南方向に流れていた湧き水は堰き止められて江津湖となり、堤防の西側の湿地であった場所は耕地となり、清正公の土木事業の功績の一つとして数えられています。

<水前寺成趣園>

初代肥後細川藩主忠利公から三代綱利公までかかって造営された大名庭園で、国の名勝・史跡に指定されています。桃山式の回遊式庭園で東海道五十三次を模したものとされ、湧水が庭園内に湧き、広い池を作っています。

園内には、県指定有形文化財である「古今伝授の間」があります。文化人として有名な初代藩主忠利公の祖父細川藤孝（幽斎）公が親王に古今和歌集解釈など歌道の秘伝を伝えたと言われる建物で、京都から当地に大正元年（1912年）に移築されたものです。

また、明治11年（1878年）に創建された出水神社は、初代肥後細川藩主忠利公、二代・忠興公、三代・綱利公を主神とし、細川家歴代がまつられています。敷地内には能楽殿もあります。

<旧砂取細川邸庭園>

明治時代初期に細川家別邸として整備されたものであるようですが、詳細は不明となっています。現在、建物があつた場所は県立図書館の建物が建っており、その南に位置する場所に邸宅の庭園として整備されていたものが残っています。当時の絵図の状況と重ね合わせることができるほど、改変がなく当時の形が保存されており、現存している大名庭園として価値のあるものと言われています。

<旧有吉邸跡（細川藩家老有吉家別邸跡）>

旧有吉邸跡の記念碑（じゃぶじゃぶ池ほとり）が建っている付近は、江津湖畔の中でも特に湧水が多く古くから清水口と呼ばれていました。江戸時代には、細川藩の家老であつた有吉家の広大な下屋敷があり、現在、標識を立てている場所も有吉家の下屋敷の一部であつた場所です。明治10年（1877年）に熊本城や花畑屋敷が焼失した後、有吉家分家の有吉市左衛門の住居となり、その後、平成になって有吉氏のご厚意により熊本市の公園の敷地として開放されています。



江津塘



旧砂取細川邸庭園

図 1-22 水前寺江津湖公園の歴史的・文化的資源（その1）

<スイゼンジノリ発生地>

上江津湖の一带はスイゼンジノリ発生地として国の天然記念物に指定されています。スイゼンジノリは藍藻で、江戸時代には徳川家へ献上されていました。スイゼンジノリが江津湖で見られなくなって久しいですが、上江津湖の左岸側のスイゼンジノリ保護地区で、スイゼンジノリの発生を見守っている状況です。

<ジェーンズ邸>

県指定有形文化財。明治の初期に熊本洋学校に招かれたアメリカ人教師ジェーンズの居住していた建物で、博愛社（日本赤十字社）の創立が許可された日本赤十字社の発祥の記念の建物でもあります。

当初は古城（現県立第一高校）に建築されましたが、移築を繰り返し、昭和 45 年に水前寺地区に移築されました。熊本地震で全壊したため、市立体育館前電停横の芝生広場へ場所を移して、復旧を行っています。

<夏目漱石第三旧居>

第五高等学校（旧制 現在の熊本大学）の英語教師として赴任した夏目漱石は 4 年 3 ヶ月熊本にいましたが、その間、居宅を 6 軒移り、3 番目の家がこの第三旧居です。もともと旧大江村にありましたが、昭和 47 年に現在の場所に移築されています。この家から「草枕」の素材となった小天旅行に出かけています。

<水汲み場（くみず）>

出水地区右岸側の水辺沿いには、人々が湧水を利用するために設置された水汲み場（くみず）と呼ばれる石段が今もその姿を残しています。



スイゼンジノリ発生地



夏目漱石第三旧居

図 1-23 水前寺江津湖公園の歴史的・文化的資源（その 2）

<句碑・文学碑>

表 1-3 水前寺江津湖公園一帯に設置されている句碑・歌碑

番号	場所	文学碑	文学碑内容
1	水前寺地区 (水前寺成趣園)	宗不旱 歌碑	ふる郷に なほ身を寄する 家ありて 春辺を居れば 鶯の鳴く
2		夏目漱石 句碑	湧くからに 流るるからに 春の水
3		夏目漱石 句碑	しめ縄や 春の水湧く 水前寺
4		夏目漱石 句碑	鼓うつや 能楽堂の 秋の水
5	水前寺地区 (夏目漱石旧居)	夏目漱石 詩碑	菜花黄 (五言古詩)
6	出水地区 (左岸)	高浜虚子 句碑	縦横に 水のながれや 芭蕉林
7		阿部小壺 句碑	産卵の 鯉の刎ねをり 江津朧
8		中村汀女 句碑	とゞまれば あたりにふゆる 蜻蛉かな
9		夏目漱石 句碑	ふるひ寄せて 白魚崩れん 許りなり
10	上江津地区 (左岸)	中村汀女 句碑	つゝじ咲く 母の暮しに 加はりし
11		富永兆吉 句碑	音のよさ まいつ時櫓で 漕いでくれ
12	下江津地区 (左岸・右岸)	綴敏子 歌碑	天霧らひ 雪降る湖に 寂かなる 光はありて 鴨ら相寄る
13		有働木母寺 句碑	流れゆく 水葱に照り添ひ 江津の月
14		藤崎久を 句碑	蜻蛉に 空あり人に 汀あり
15		安永路子 歌碑	はなびらを 幾重かさねて 夜桜の あはれましろき 花のくらやみ
16		志賀青研 句碑	江津の田の 靄うすゝと 十三夜
17		宗像夕野火 句碑	ひるがへる ときの大さき 夏つばめ
18		高浜年尾 句碑	江津の水 浮藻を流し 止まざりし

<江津湖に関連のある野菜>

- 水前寺のり：上江津湖の発生地は国の天然記念物に指定されるほどの希少価値を持ち、江戸時代には細川家から幕府への献上品とされていた高級品。現在、江津湖周辺で栽培はされていないが、料亭や郷土料理店で重宝されている。
- 水前寺もやし：藩政時代からの名産品として知られ、清らかな江津湖の湧水を利用して伝統農法で栽培される長寿と健康を願う縁起物の正月野菜
- 水前寺せり：水前寺周辺の湧水で栽培するため「水前寺せり」と呼ばれ、香りと色合いがよく、熊本の春の味覚を満喫させる風味と食欲増進の効用を持つ春の七草のひとつとされる季節野菜
- 水前寺菜：「水前寺のり」「水前寺もやし」と並び水前寺の三大名物と伝えられており、水前寺の茶席で茶花としてよく用いられていたという“高級感”と高い栄養価を持つ野菜

【イベントなどの実施状況】

季節ごとに様々なイベントが開催されており、関係団体が実施する清掃イベントや野鳥観察会なども随時実施されています。

今後は、関係団体などが開催するイベントも含め、開催情報を広く、分かりやすく伝達する工夫が求められています。



自然観察会の様子



野鳥観察会の様子



江津湖みなも祭り 2018 の様子



江津湖 Living の様子 H30.5.5

図 1-24 水前寺江津湖公園で開催されているイベント一例

2 現状と課題

2－1 水前寺江津湖公園の抱える課題

2－2 課題の整理

2 現状と課題

2-1 水前寺江津湖公園の抱える課題

(1) 水環境の保全（湧水量の減少やごみの堆積などによる汚染）

湧水量は回復の兆しが見られるものの、長期的に見ると減少しており、昭和 35 年頃には、約 90 万トン/日あったとされる湧水量も、現在では約 47 万トン/日まで減っています。水質は、公共下水道の整備により大きく改善されているものの、流入河川などからのごみの堆積やマイクロプラスチックが蓄積していることが指摘されるなど、水環境の保全に関わる課題を抱えています。



図 2-1 江津湖湧水量の推移

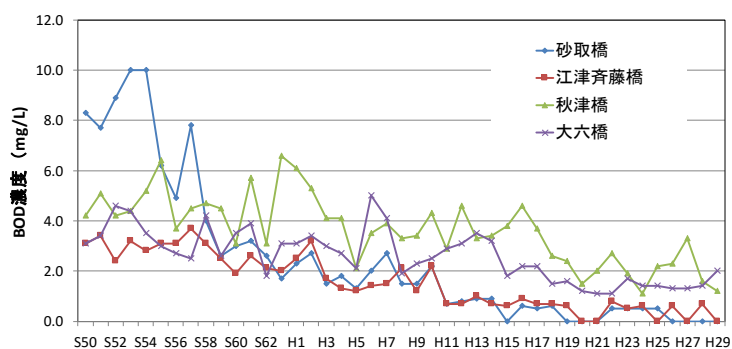


図 2-2 江津湖周辺の水質経年変化（BOD75%値）



図 2-3 江津湖に堆積するごみ

(2) 自然環境の再生（外来生物の繁殖）

江津湖の恵まれた湧水により、様々な植物・昆虫・鳥類・魚貝類等が調和し、豊かな自然環境を創り出してきました。しかしながら近年では、オオクチバスやボタンウキクサなどの外来生物の繁殖により、本来の自然環境が変化し、生物多様性が損なわれつつあります。



図 2-4 江津湖に生育・生息する特定外来生物

(3) 地域資源の活用

湧水を活かし優れた庭園景観を有する水前寺成趣園などの大名庭園群や、明治の文豪夏目漱石がボート部の部長として足を運び、この地の自然を詠んだ俳句をつくるなど、豊富で美しい湧水が多くの人を惹きつけている一方、まだまだ知られていない歴史文化資源が存在しています。この貴重な歴史文化資源を活用、継承していくための環境整備が必要です。



図 2-5 水前寺江津湖公園に関わる歴史文化資源

(4) 文化の継承（失われつつある風俗習慣・文化）

江津湖畔に見られるヨシは“よしず”の材料になり、藻は畑の肥料となっていました。江戸時代から明治にかけての自然と人との関わり(生業)は、環境の維持、バランス保持につながっていましたが、その暮らしと環境の中で引き継がれてきた水前寺のりや水前寺もやしも失われつつあります。

(5) 公園価値の創造（魅力の発掘発信→担い手）

これまでの公園行政は、「管理」という視点に重点を置いてきたことから、必ずしも市民のニーズを満たしてきたとは言えません。江津湖のポテンシャルである豊かな自然環境とともに、これまで培われてきた歴史・文化を活かし、公園の魅力や価値を高めていく必要があります。



豊かな自然環境



広大な遊び場



多様なイベント

図 2-6 水前寺江津湖公園がもつ価値

< 行事・催事を活用した魅力の発信 >

熊本市では、水前寺江津湖公園の魅力発信につながる行催事として、令和 2 年（2020 年）秋のアジア・太平洋水サミット、令和 4 年（2022 年）春の全国都市緑化フェアの開催を控えています。

水前寺江津湖公園の「魅力」をあらためて見つめ直す好機であり、その魅力・価値に磨きをかけ、これら行催事を通じて国内外に広く発信していかなければなりません。

(6) 動植物園と水前寺江津湖公園の有機的な連携と一体的活用

動植物園と水前寺江津湖公園は、隣接しているものの一体性に乏しく、ポテンシャルを十分に活かし切れていない状況にあります。一体的な「整備」「利用」「管理（マネジメント）」による新たな価値を生み出していく必要があります。



動植物園の老朽化した施設



動植物園と江津湖の分断
(植物園から江津湖を眺める)

図 2-7 動植物園が抱える課題

(7) 公園へのアクセス向上

公園への主要なアクセス手段である市電は、地区毎の最寄電停として、「水前寺公園」「市立体育館前」「八丁馬場」「動植物園入口」がありますが、終点である「健軍町」方面に行くに従い、電停から公園までの距離が長くなるため、歩きやすい環境を整備していく必要があります。

また、自動車でのアクセス環境については、広木地区周辺での都市計画道路の開通や駐車場の整備などにより利便性が高まっていますが、上江津地区は、住宅街の狭い道路が多いことから、公園への案内表示などを整備していく必要があります。加えて、駐車場に関しては、総台数や利用時間など、運用全体について検討を行う必要があります。

(8) パークマネジメント

126ha を超える広大な敷地に点在する多くの公園施設の老朽化が進んでおり、適正な更新が必要になっています。よって効率的・効果的な公園の運営・維持管理手法（パークマネジメント）の検討を進めていく必要があります。



老朽化したベンチ



老朽化した看板



老朽化した照明灯

図 2-8 公園内の老朽化した施設

< 民間との連携の加速 >

既存ストックとしての公園の再生・活性化の推進のための法改正（H29.6）が実施されました。

「量を整備するステージ」から「公園の多機能性を最大限に発揮するステージ」へ展開

→Park-PFI（パーク PFI）制度の創設

< 多様な主体の参画による公園づくり >

市民、地域団体、関連団体、事業者など、多様な主体の参画による公園づくりにより、公園利用幅の拡大とともに、新たな担い手の発掘・育成につなげていく必要があります。

《 Park-PFI（パーク PFI）制度 》

Park-PFI は、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法です。

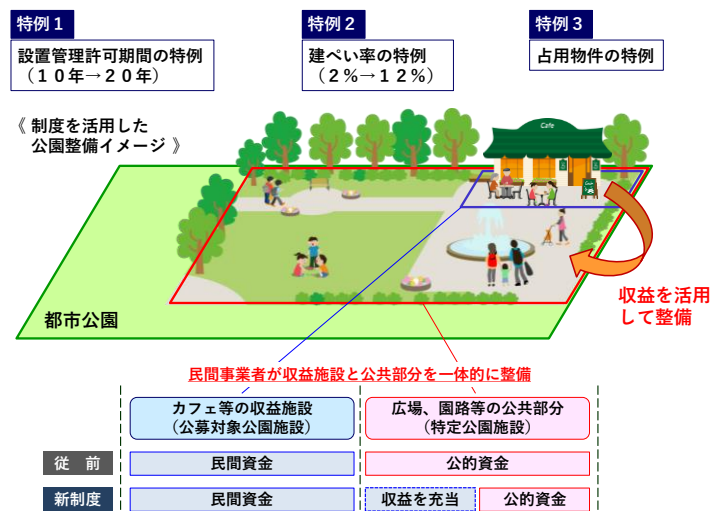


図 2-9 公募設置管理制度（P-PFI）のイメージ

2-2 課題の整理

過去に実施したアンケート調査（近隣住民、関係団体）及び関連調査、市民からの要望、庁内関係部署ヒアリングなどを総合的に把握し、課題を取りまとめました。

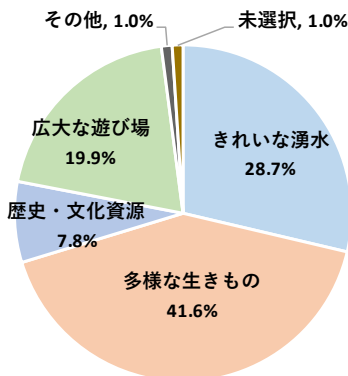
【市民ニーズ把握調査】

表 2-1 市民ニーズの調査概要

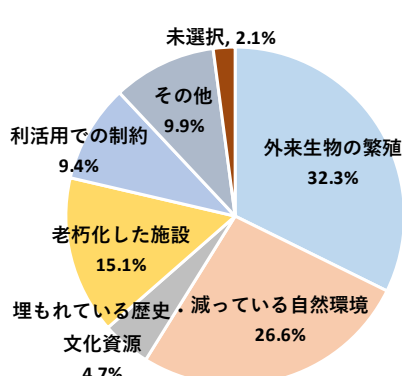
調査名	調査期間	調査対象者	調査方法	サンプル数
近隣小学生へのアンケート調査	令和元年 10 月	近隣小学校 4 校 (出水南、泉ヶ丘、画図、若葉)	都度回収	416 サンプル
	・自然に囲まれて気持ちがいい、江津湖が大好き ・水がきれいで昆虫や植物がたくさんいるのがいい ・きれいな水がそのまま飲めるといい ・汚れているのできれいにしたい、外来種もなくしたい ・広いので色々な遊びや泳ぎができて楽しい ・もっとイベントに参加したい、イベントがたくさんあってほしい ・にぎやかになってほしい、遊具もほしい			
観光客へのヒアリング	令和元年 10 月 17 日	水前寺商店街を訪れている観光客	ヒアリング	60 サンプル うち外国人 14
	・回答者の 7 割が江津湖を知らなかった ・江津湖の写真を見せると水のきれいさに驚かれていた ・特に外国人は、日本の歴史や文化に興味を持っていた			
近隣店舗へのヒアリング	令和元年 10 月 16 日	江津湖周辺の店舗 (飲食店、ホテル、商店街等)	ヒアリング	9 サンプル
	・湧水を使ったかき氷やサイダー、ワインでアピールしたい ・宿泊者に“地下水”をアピールしている（ポットに記載） ・地下水を使用したジュレやお茶、コーヒーを販売している			
大学生からの提案	令和元年 8 月	熊本大学 工学部土木系 3 年生	授業	14 サンプル
	・外来種を減らすための取組（ごみ拾いイベント、魚釣り大会、植物ビンゴ等） ・江津湖の植物や昆虫をコレクションするアプリを開発し、生態系を知ってもらう ・若い世代を呼び込むための遊び（グランピング等）を通じた魅力の発信			
市民アンケート調査	令和元年 10 月 9 日～ 令和元年 10 月 28 日	市民 施設利用者（図書館、体育館）	インターネット 投函箱による回収	129 サンプル
	・現状のままだいい。後世にこの貴重な自然を残すことが大事。 ・バーベキューは反対。自然が壊れるし利用者や周辺住民に迷惑。 ・子どもも楽しめたり、自然を感じられるイベントがあってほしい。			

【市民アンケート調査】

問：好きなところは？



問：改善したいところは？



問：魅力が高まる手法は？

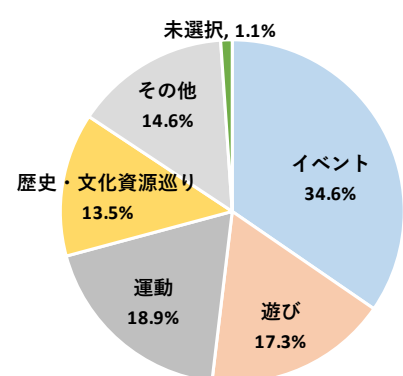


図 2-10 市民アンケートの調査結果

【市民ニーズ把握調査（過年度分）】

表 2-2 市民ニーズの調査概要（過年度分）

調査名	調査期間	調査対象者	調査方法	サンプル数
2000 人市民委員会 アンケート調査	平成 26 年 6 月～8 月	調査希望者 (市内に居住する市行政 アンケート調査事前登録者)	郵送により 配布・回収	1653 サンプル
近隣住民への アンケート	平成 26 年 9 月 25 日 ～ 平成 26 年 10 月 31 日	無作為抽出の 近隣住民 1000 人	郵送により 配布・回収	453 サンプル
関係団体への アンケート	平成 26 年 10 月 1 日 ～ 平成 26 年 10 月 31 日	公園関係団体 (自治協議会) (自然環境団体など)	郵送により 配布・回収	14 サンプル
公園利用者への アンケート	平成 27 年 5 月～8 月	公園利用者への ヒアリング方式	都度回収	157 サンプル
近隣小学生への 意向調査	平成 27 年 9 月 4 日	近隣小学校の 小学 4 年生	都度回収	162 サンプル

【2000 人市民委員会アンケート】

問：水前寺江津湖公園一帯の「魅力」はどこにあると感じるか？

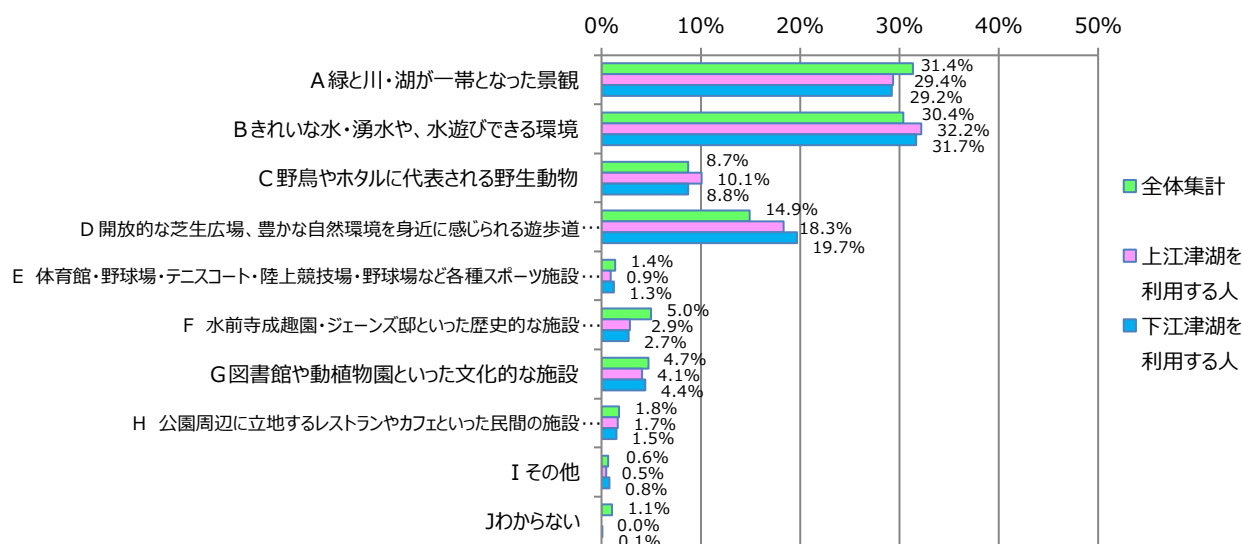


図 2-11 2000 人市民委員会アンケートの調査結果（その 1）

問：水前寺江津湖公園一帯の主な利用目的は？

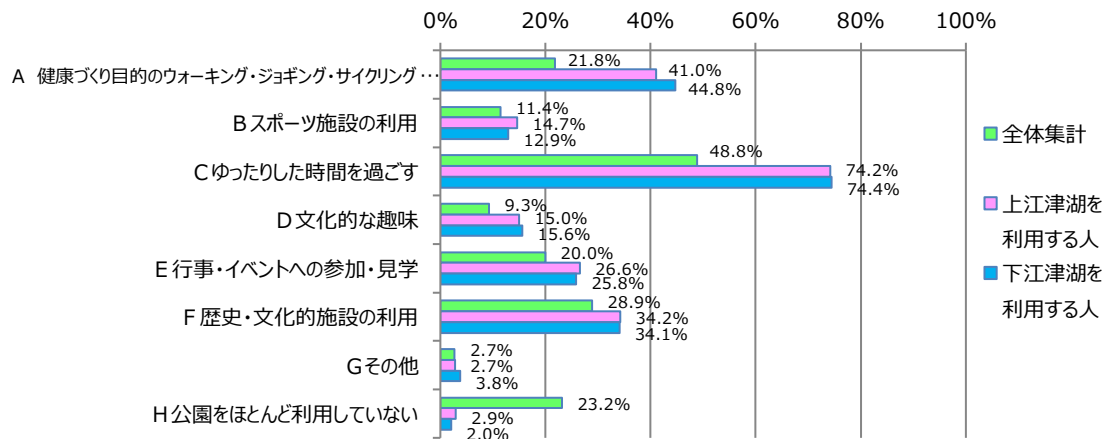


図 2-12 2000 人市民委員会アンケートの調査結果（その 2）

表 2-3 各アンケートの主な意見（取りまとめ）

調 査 名	主な意見
①2000 人市民委員会 アンケート調査	利活用 ・ランニングが楽しめる環境づくり（ジョギングステーション等）をして欲しい。江津湖を一周できるジョギング&サイクリングコースをつくってほしい。 ・下江津湖の一角にドッグランがあればいい。 ・サイクリング用の自転車の貸し出しをやってもらいたい。 ・江津湖畔に、センスの良いカフェやレストランがあれば、もっと良くなる。 施設整備・維持管理 ・トイレが少ない。増やして欲しい。 ・授乳の設備と子供用のトイレが欲しい。 ・子どもが小さいので、幼児が遊べる水場を充実して欲しい。 ・散歩コースにカメラを取り付けて欲しい。 ・案内板を増やして欲しい。電灯も少ない。 ・下江津湖地区に日よけの休憩所を設置して欲しい。 ・樹木、花の名前札を付けて欲しい（植物の説明パネル等）。 ・公共交通のアクセスが不便で、駐車場も足りていない。 ・江津湖湖畔行きのバスがあればいい。 ・草が伸びすぎている。 ・駐車場の場所がわかりにくい。駐車場の案内をわかりやすくして欲しい。 ・ベンチは、木下に置くなど日陰のところで欲しい。 ・下江津湖の駐車場を朝早くから開けて欲しい。 ・木陰がほとんどない。 ・ゴミの放置や、犬の散歩のマナーが悪い。 自然環境 ・自然を第一優先に考え、自然環境を活かした公園にして欲しい。 ・外来生物の徹底的駆除が必要。 PR ・もっと PR が必要。熊本城との 2 枚看板にしたい。 ・生水で飲める設備を設置して、熊本をアピールするといい。
②近隣住民 アンケート調査	・環境保全（生物が住みやすい環境づくり）、清掃などの美化活動を望む意見が多い ・ジェーンズ邸、旧砂取細川庭園について、「知らない」「知っているが行ったことはない」方が多い。
③関係団体への アンケート調査	・各団体とも、定期的な清掃活動等を実施されている。 ・公園内の自然環境を危惧し、環境保全を強く求める意見が多い。
④公園利用者への アンケート調査	・園路や、休憩所、子どもの遊び場整備に関する要望意見が多い。 ・自然との調和した施設整備（案内板・柵）望む傾向も強い。
⑤近隣小学生への 意向調査	・小学生らしい夢のある回答が多かった。 ・遊びに関しては、水を活用した遊びや遊具の設置、江津湖の自然を学び遊べる水族館やタッチプール、乗り物についての案が寄せられた。 ・環境保全のための活動や美化（清掃）に関して、楽しみながら実施する案も多く寄せられた。

3 計画の内容

- 3－1 計画の概要
- 3－2 計画の位置づけ
- 3－3 基本理念・基本方針
- 3－4 ゾーニング
- 3－5 地区別の方針と主要事業イメージ

3 計画の内容

3 - 1 計画の概要

(1) 計画策定の目的

江津湖は、阿蘇の大噴火等により形成された水循環のしくみによって、豊かな地下水が湧出する「水の都くまもと」のシンボルであり、自然と人との関わり共生してきた市民の憩いの場所があります。

一方、自然環境の保全や歴史・文化資源の活用、公園施設の老朽化や市民ニーズの多様化に伴う対応など、水前寺江津湖公園を取り巻く様々な状況への対応が求められています。

そこで、水前寺江津湖公園の持つ価値をあらためて見つめ直し、今日の直面する課題を解決していくとともに、自然と人との共生による持続可能性を見出し、この貴重な財産を次の世代へ継承していくため、保全と利活用の両面から本計画を策定します。

<計画のポイント>

- 恵まれた自然環境の保全
- 資源の顕在化と活用
- 次世代へのリレー

(2) 計画の対象区域

対象区域は、水前寺地区、出水地区、上江津地区、下江津地区（動植物園含む）、広木地区、庄口地区の6地区（計126.9ha）のうち、公園として供用している区域とします。（下図中の赤線で示す区域）

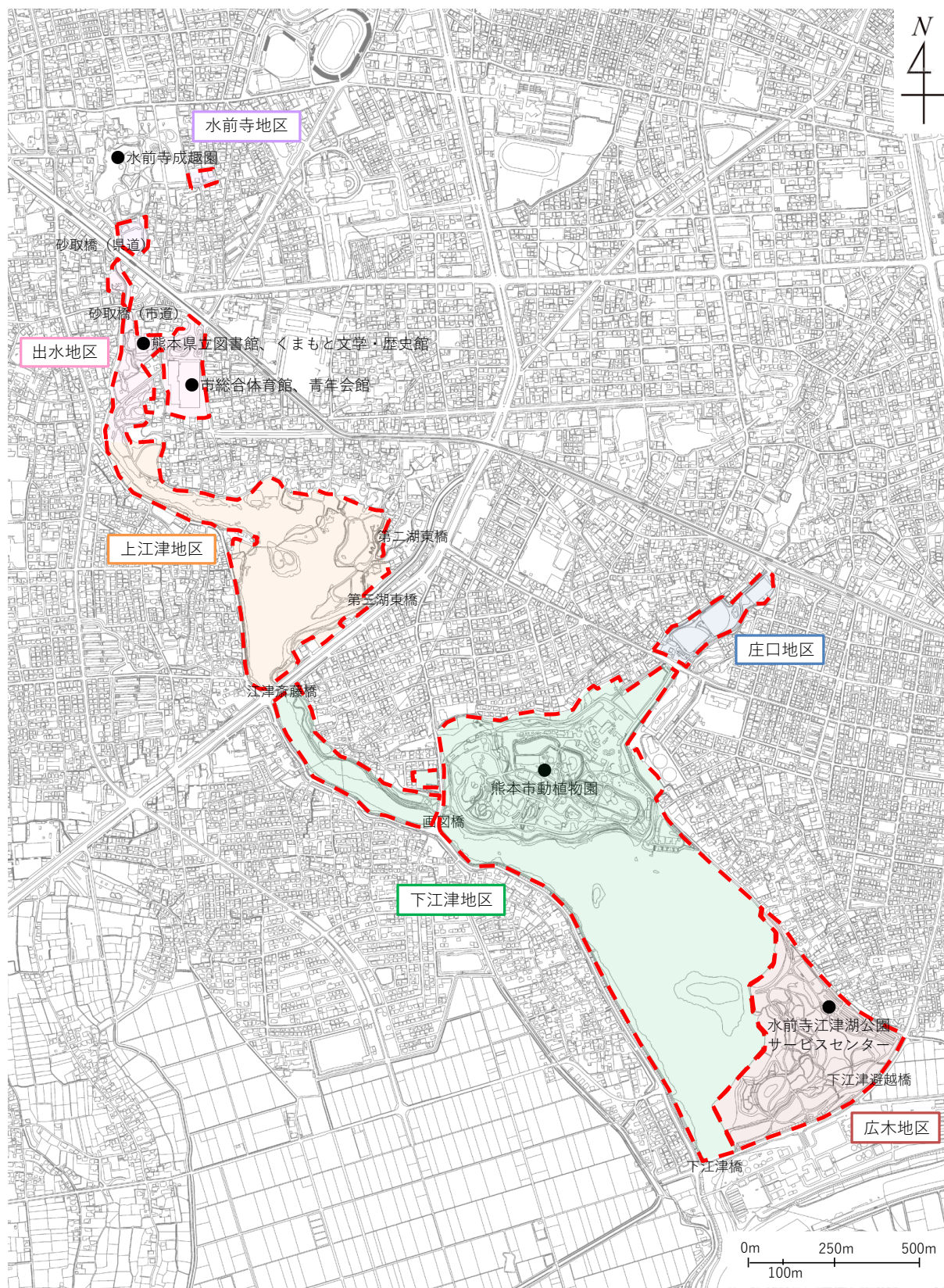


図 3-1 計画の対象区域

(3) 計画期間

計画期間は令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とし、ステージ毎の事業計画を策定します。

stage1：令和2年度（2020年度）～令和3年度（2021年度）（全国都市緑化くまもとフェアまで）

〔取組：老朽施設の更新、子どもの遊び場づくり、自然観察会、ガイドツアーetc.〕

stage2：令和4年度（2022年度）～令和11年度（2029年度）

〔取組：自然環境の保全・再生、民間活力の導入、担い手の育成 etc.〕

※stage2以降は、stage2段階の進捗状況等を踏まえ検討

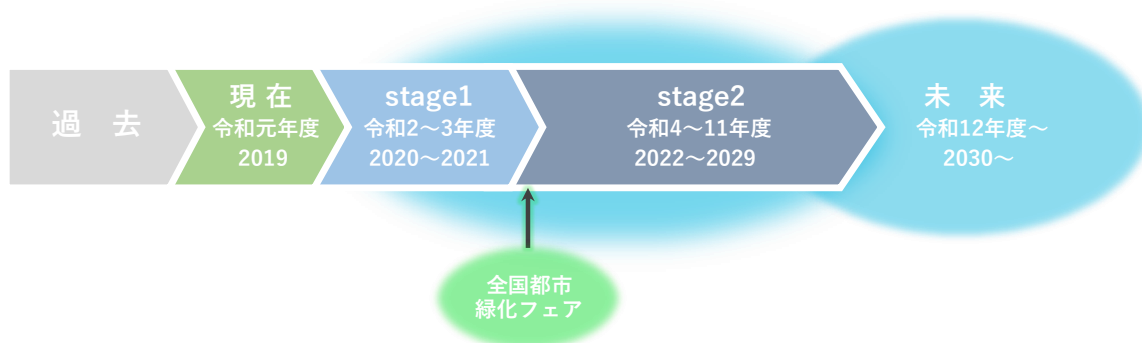


図 3-2 計画期間イメージ

《全国都市緑化フェア》

名 称 第38回全国都市緑化くまもとフェア

開催期間 令和4年（2022年）3月19日（土）～5月22日（日）の65日間

会 場

《メイン会場》

街なかエリア：熊本城公園、下通・上通・新市街ほか商店街、桜町・花畑一帯、白川河川敷

水 辺エリア：水前寺江津湖公園（水前寺地区～広木地区、動植物園含む）

まち山エリア：立田山

《パートナー会場》

県内すべての市町村（45市町村）

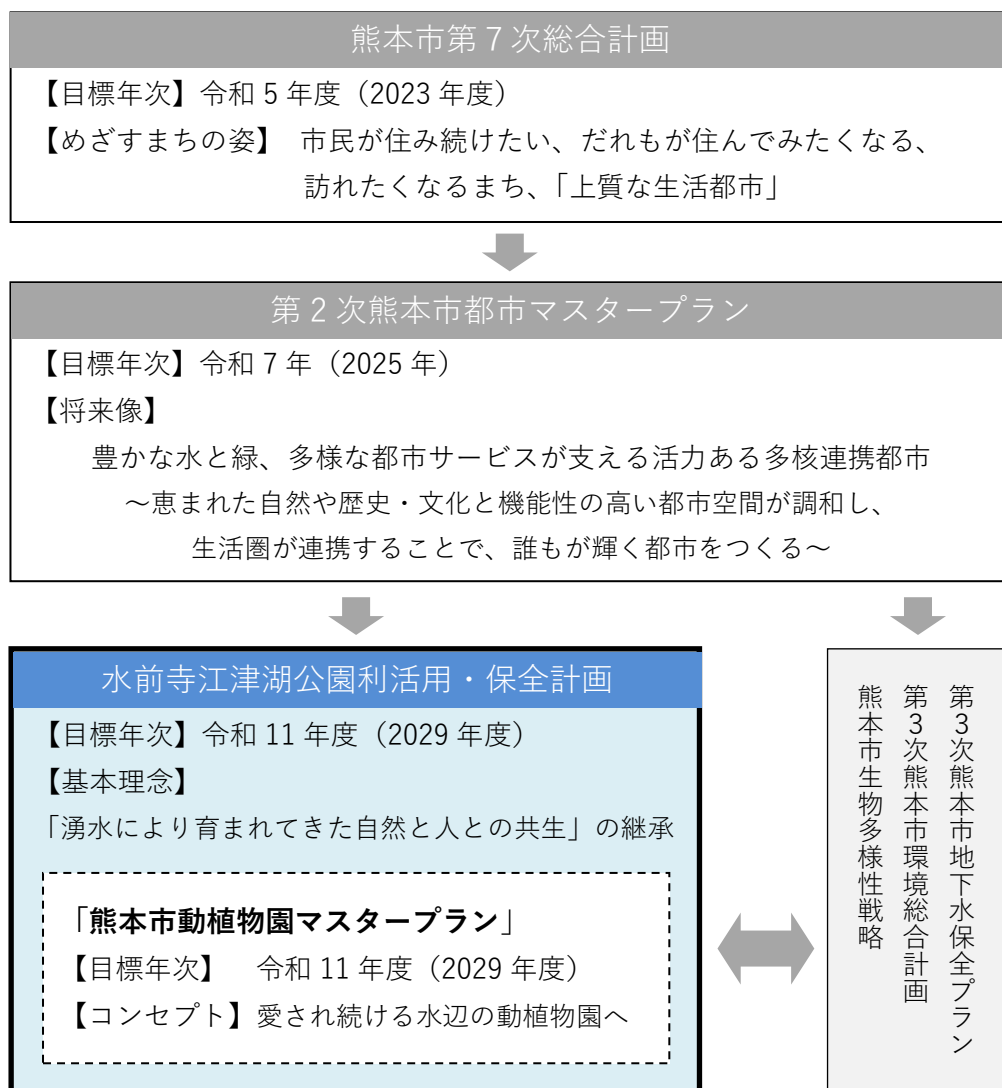
市内各区の自然資源（託麻三山、八景水谷、金峰山、雁回山、白川公園 etc.）

空港、駅、港、ターミナルなどの交通拠点

3-2 計画の位置づけ

本計画は、水前寺江津湖公園（動植物園含む）の「自然環境・歴史文化資源の保全」と「公園の利活用」の両面における今後の方向性と取組イメージを示すものです。本計画を、市民、事業者、関連団体、行政等が共有し、それぞれの役割を認識して、着実な事業推進を図りながら、公園の持つ魅力を広く発信していきます。

また、本計画に掲げている「自然環境・歴史文化資源の保全」に係る取組は、持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）のゴール4（教育）・ゴール6（水・衛生）・ゴール15（陸上資源）、「公園の利活用」に係る取組は、SDGsのゴール3（保健）・ゴール8（成長雇用）などと軌を一にすることから、これらの取組を通じてSDGsの達成を目指します。



本計画と関わりが深い目標

※ SDGs は、人間、地球および繁栄のための行動計画として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択され、1から17までの国際社会全体の目標と、169のターゲットで構成されています。

経済・社会・環境に関する課題はそれぞれ関係し合っており、連携して解決していくことが重要であると示されています。あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処しながら、「誰も置き去りにしない」を基本理念に、令和12（2030）年の世界を見据えた新たな指針がSDGsです。

図3-3 計画の位置づけ

3-3 基本理念・基本方針

(1) 江津湖の歴史的・文化的価値

江津湖は、託麻原台地の縁辺部に位置し、約 27 万年から 9 万年前までに阿蘇の 4 回の大噴火等により形成された水循環のしくみによって、阿蘇外輪山西麓に降った雨や阿蘇カルデラから流出する白川が潤す中流域の水田地帯に張られた水が地下水となり湧出しています。

この地域では、旧石器時代（約 2 万年前）から、人の生活の証が見つかっており、弥生時代（2800 年～1300 年前）始め頃の米粒が残った土器が出土されるなど、熊本の水田稲作の拠点であったと考えられています。さらに、奈良平安時代には、国分寺などの行政の要となる施設が置かれるなど、熊本の中心地として栄えていました。

天正 16 年（1588 年）隈本城に入った加藤清正は、治山治水、水田開発に力を入れ、これまで広大な湿地帯であったこの地を江津塘と呼ばれる堤防を築造したと言われています。この江津塘の築造により江津湖が形成され、さらに自然と人との関わりが深まっていくことになります。

江戸期、熊本藩初代藩主である細川忠利は、この地に御茶屋を設け、3 代綱利の時代には、現在の水前寺成趣園が整備されるなど、この豊かな湧水は歴代藩主にとっての休息の場となっていました。

明治に入り、この湧水は多くの文人墨客も惹きつけ、明治 29 年（1896 年）熊本に赴任した夏目漱石は、江津湖に足を運び、この地の自然を詠んだ俳句を多く作っています。

大正時代から昭和初期頃までの江津湖は、水が清らかで澄み、多種多様な動植物が生息し、多くの子ども達が集い遊び、洗い場で野菜を洗ったり、周辺田畑の肥料となる藻刈りや、漁業が行われるなど、自然と人との生活・生業が深く結びついていました。

一方で、この時代から、湧水を活かした酒精（アルコール）、精蠟といった本市の近代産業の発展を担う大工場が立地するなど、都市問題による江津湖の汚染の始まりでもあります。

昭和に入ると、熊本市東部に降った雨を排水するために構築された健軍川から江津湖に雨水を流出させたため、梅雨期の大雨時に洪水が頻発して大量の泥土が江津湖に堆積するとともに、急激な都市化により、江津湖の水質は悪化していきました。そのため、下水道の整備や浚せつなどの取組とともに専門家による研究、市民による様々な取組が行われ、江津湖の環境は改善されつつあります。

しかしながら、未だ自然と人の営みのバランスは崩れ、本来の自然環境を取り戻すまでには至っておらず、ごみの堆積などに伴うマイクロプラスチックの問題や外来生物の繁殖、さらには、江津湖の保全活動を担う人材の確保やこれまで育まれてきた風習の風化など、様々な課題が山積しています。

(2) 基本理念

江津湖は、先人たちが大切に育み、そして引き継がれてきた、豊かな水と緑を象徴する“くまもと”のシンボルです。

私たちは、江津湖の持つ価値をあらためて見つめ直し、過去の教訓から学び、今日の直面する課題を解決していくとともに、自然と人との共生による持続可能性を見出し、この貴重な財産を次の世代に引き継ぐために、「基本理念」を次のとおり掲げます。

基本理念

「湧水により育まれてきた自然と人との共生」の継承



図 3-4 これからも守り育てるべき価値

(3) 基本方針

1) 「自然環境・歴史文化資源の保全」における基本方針

自然環境・歴史文化資源の保全について、以下の4つの基本方針を掲げます。

- 基本方針① 大地が育む豊かな水環境と水循環の保全
- 基本方針② 生物多様性の保全と自然と人との共存・共生
- 基本方針③ 歴史・文化の活用と次世代への継承
- 基本方針④ 江津湖の資産・資源の継承と発信

基本方針① 大地が育む豊かな水環境と水循環の保全



現状の課題

- ・地下水かん養域の縮小に伴う、江津湖における湧水量の減少
- ・河川からのごみ等の流入や硝酸性窒素等による水質の悪化

基本方針① 大地が育む豊かな水環境と水循環の保全

- 豊富な江津湖の湧水を確保し、生活・生業とのバランスを保つことで、将来にわたり水量の確保に取り組みます
- 江津湖の湧水を持続的に活用できるよう、将来にわたり水質の保全に取り組みます
- 地下水を育む上流域とのつながりや連携を深めることで、“水循環”の大切さを理解し、将来にわたり保全に取り組みます



水循環のしくみ



豊富な湧水

図 3-5 豊かな水環境と水循環

基本方針②

生物多様性の保全と自然と人との共存・共生



現状の課題

- ・ 外来生物の繁殖による自然環境の変化（生物多様性の保全）
- ・ 人の活動による生きものの生息環境の変化（自然と人とのバランス）

基本方針② 生物多様性の保全と自然と人との共存・共生

- 江津湖が誇る豊かな自然環境と多様な生きもの（生物多様性）を保全・再生します
- 江津湖の生態系を脅かす外来生物の防除を推進します
- かつての生業によって保たれていた江津湖の環境バランスを考慮しながら、自然と人との共存・共生を図ります



キタミソウ（在来生物）



カヤネズミ（在来生物）



繁茂するボタンウキクサ（外来生物）



外来魚の調査

図 3-6 江津湖の自然環境

基本方針③

歴史・文化の活用と次世代への継承



現状の課題

- ・ 江津湖における優れた歴史・文化資源の埋没
- ・ 歴史・文化資源を活用した魅力の発信不足

基本方針③ 歴史・文化の活用と次世代への継承

- 江津湖の歴史・文化を通じて、江津湖へ興味を持つきっかけをつくります
- 江津湖の歴史・文化を学び・理解し、その資源を後世に保存・継承します
- 歴史・文化資源を活かしたストーリーづくりにより、江津湖全体の魅力と各地区の連続性・一体性を向上させます



旧砂取細川邸庭園



夏目漱石の句碑

図 3-7 水前寺江津湖公園の歴史・文化資源

基本方針④

江津湖の資産・資源の継承と発信



現状の課題

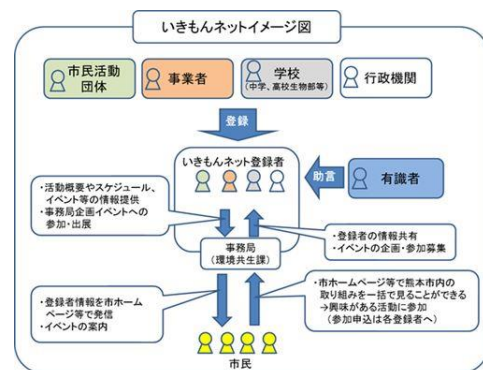
- ・ 江津湖の環境や歴史・文化資源に関する情報管理が不十分
- ・ 江津湖の資産・資源の発信不足や次世代へ継承する人材が不足

基本方針④ 江津湖の資産・資源の継承と発信

- 自然環境や歴史・文化資源に関する情報を集積することで、効果的な事業展開につなげます
- 関連団体や学校教育と連携した体験型プログラムなどの展開により、江津湖の自然を感じ、学ぶ機会を創出します
- 江津湖での活動を通じてプレイヤー（実施者）を増やし、貴重な江津湖の資産・資源を次世代へ継承する担い手を育成します



江津湖のジオラマ（熊本博物館）



くまもと C ひと・まち・いきもんネットワーク

図 3-8 江津湖の資産・資源の継承

2) 「公園の利活用」における基本方針

公園の利活用について、以下の3つの基本方針を掲げます。

基本方針⑤ 江津湖のポテンシャルを活かした空間の創出

基本方針⑥ 適切な公園経営と次世代への資産運用

基本方針⑦ 持続性のある運営手法と担い手づくり

基本方針⑤ 江津湖のポテンシャルを活かした空間の創出



現状の課題

- ・公園管理に重点を置いていたため、市民ニーズを充足できていない
- ・豊かな自然環境と歴史・文化を活かせておらず、公園の魅力が低下

基本方針⑤ 江津湖のポテンシャルを活かした空間の創出

- 恵まれた自然環境（水辺、花・緑、動植物など）と利用者ニーズを融合した魅力ある“場”を創出します
- 地域資源（美しい景観、歴史、文化）を活用し、公園空間の質を向上させます
- 江津湖が持つ個性に磨きをかけ、効果的な情報発信を行い、観光客の満足度を高めます
- 高齢者や障がい者、子どもなど、誰もが安心して利用できる公園づくりを進めます



図 3-9 江津湖の恵まれた自然環境

基本方針⑥

適切な公園経営と次世代への資産運用



現状の課題

- ・都市公園のストック増加と公園施設の老朽化対策、魅力の向上
- ・公園の整備費、維持管理費の限界

基本方針⑥ 適切な公園経営と次世代への資産運用

- 公園の持つポテンシャルを柔軟な発想で引き出し、資産ストック効果をより高めます
- 民間活力を発揮、引き出しやすい環境を整備し、民間との連携の加速による公園の魅力向上を図ります
- 得られる収益を、公園の維持管理や環境保全、新たな魅力向上策など、来園者のサービス向上につなげます
- 公園を活用した防災・減災意識の向上や機能の強化を図るとともに、震災の記憶を後世に伝承します



南池袋公園に設置されたレストラン（豊島区）
※民間活力の導入による公園の魅力向上



勝山公園に設置されたカフェ（北九州市）
※Park-PFI 制度の活用

図 3-10 民間活力の導入例

基本方針⑦ 持続性のある運営手法と担い手づくり



現状の課題

- ・ イベント実施における制約が多い、公園の利用方法が分からない
- ・ 江津湖の保全活動（環境、歴史文化）を行う人の減少

基本方針⑦ 持続性のある運営手法と担い手づくり

- 公園キャスト（担い手）の発掘、働きかけ、キャストネットワークの拡大により、持続可能な運営体制を構築します
- 地域のエリアマネジメント組織による公園運営へシフトします（利用者ニーズの把握と時代への適応）
- 市民・事業者・行政が連携（知恵を絞り）し、公園の利用幅を拡大させます



図 3-11 民間主体の公園活性化イベント（江津湖 Living）

3-4 ゾーニング

水前寺江津湖公園は、豊かな湧水や多様な生きものに恵まれた“自然環境の宝庫”であることから、公園全域を、現在の自然環境や歴史・文化資源を守る「保全エリア」として設定します。

そのうえで、生きものの生息・生育の場や外来生物の繁殖状況を踏まえ、特に「公園の利活用を行うエリア」と「自然環境の再生を行うエリア」を設定し、これまで育まれてきた自然と人との共存・共生を、次世代へ継承していきます。

- ① 保全エリア 自然環境や歴史・文化資源を守るエリア（公園全域）
- ② 利活用エリア 公園の賑わい創出や担い手確保のために利活用するエリア
- ③ 再生エリア 時代の変化により失われてきた、かつての環境を取り戻すエリア

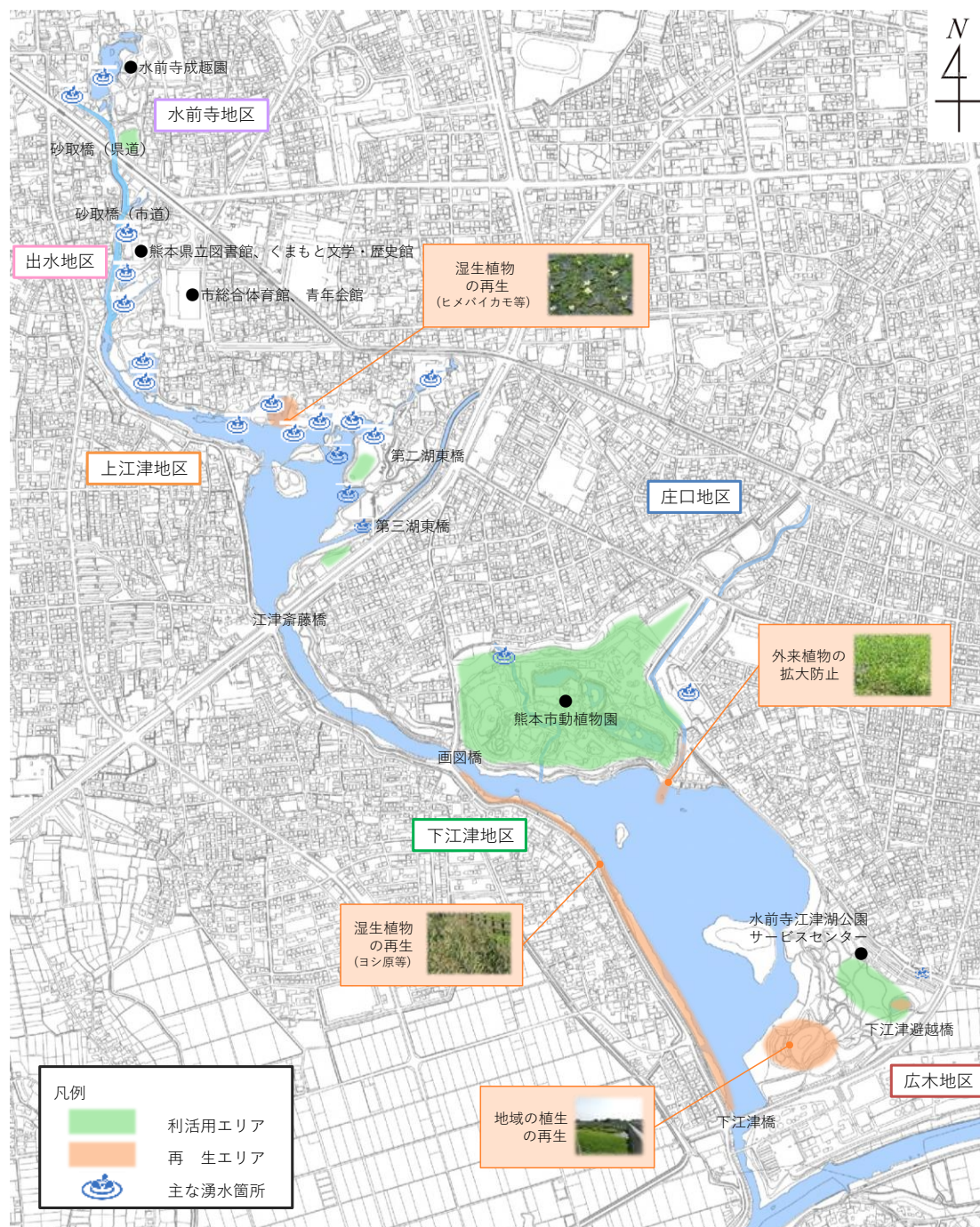


図 3-12 ゾーニング

3-5 地区別の方針と主要事業イメージ

※＜実施者＞は、主たる実施者から順に記載しています。

水前寺地区

＜利活用・保全の方針＞

- ・大名庭園である水前寺成趣園と連携し、歴史・文化を学ぶ空間とします。
- ・江津湖との一体性や連続性を高めることで、多くの人が江津湖を訪れるような空間としていきます。

【水・散策】基本方針①⑤⑦

景観整備（新規）

- ・湧水の見える化
- ・散策して楽しめるスポットとして整備

＜目標期＞ Stage 2

＜実施者＞ 熊本市 ※地域団体と連携



図 3-13 散策路（イメージ）

【観光】基本方針⑤⑦

国際観光重点地域（新規）

- ・多言語観光案内サインの一体的整備
- ・観光案内所の機能強化
- ・飲食店等における多言語対応やキャッシュレス化
- ・Wi-Fi 環境の整備 など

＜目標期＞ Stage 1

＜実施者＞ 熊本市、企業、関連団体



図 3-14 外国人観光客

【連続性・回遊性】基本方針③⑤⑥

地区の一体化（新規）（水前寺地区～出水地区）

- ・サイン整備による一体化
- ・照明灯による連続性の演出

＜目標期＞ Stage 1

＜実施者＞ 熊本市、企業



図 3-15 水前寺成趣園サイン

<利活用・保全の方針>

- ・きれいな水や豊かなみどりに囲まれ、生きものや自然環境を感じる空間としていきます。
- ・子どもの遊び場（ちびっこプール、ゾウさんプール）や自然を楽しむ散策ルートを整備するとともに、県立図書館や市総合体育館と連携した歴史文化と健康づくりの発信拠点としていきます。

【学び】基本方針③④⑦

ガイドツアーの実施（継続）

- ・文学碑、庭園を活用したルート設定
- ・散策マップ作成、ガイドツアーの実施

<目標期> StageⅠ ※以降も継続

<実施者> 関連団体、企業、熊本市、県立図書館



図 3-16 ガイドツアー

【遊び場】基本方針⑤⑦

ちびっこプールの再整備（新規）

- ・更衣室の整備、トイレの改修
- ・子どもたちの遊び場確保

<目標期> StageⅠ

<実施者> 熊本市



図 3-17 ちびっこプール

【歴史文化】基本方針③⑤

旧砂取細川邸庭園の保存活用（新規）

- ・市指定文化財への指定
- ・文化財価値の広報、保存、活用

<目標期> StageⅠ

<実施者> 熊本市、県立図書館



図 3-18 旧砂取細川邸庭園

【健康づくり】基本方針④⑤

公園を核とした健康づくり（新規）

- ・市総合体育館と連携したプログラム、健康器具の導入
- ・健康づくり活動等への健康ポイントとして付与

<目標期> StageⅠ ※以降も継続

<実施者> 熊本市、市総合体育館、関連団体、企業



図 3-19 ヨガ

上江津地区

<利活用・保全の方針>

- ・江津湖を象徴するエリアとして、これからも昔ながらの情緒豊かな風景美を保全する空間としていきます。
- ・江津湖が誇る豊かな自然環境と新たな魅力の発信を通じ、休日、家族連れがいつまでも訪れるような空間をつくっていきます。

【外来生物】基本方針②⑦ ※水前寺江津湖公園全域

外来生物の駆除（継続）

- ・ターゲットを絞った駆除
 - ・各種団体と連携した継続的な活動
- <目標期> Stage2 ※以降も継続
- <実施者> 熊本市、関連団体



図 3-20 外来植物の駆除

【学び・子ども】基本方針②④⑦

環境学習の実施（継続）

- ・学校教育による学習支援
 - ・博物館の学芸員による支援・助言等
 - ・生物多様性の調査・研究
- <目標期> Stage1 ※以降も継続
- <実施者> 熊本市、県立図書館、関連団体



図 3-21 環境学習

【遊び場】基本方針⑤⑦

ゾウさんプールの再整備（新規）

- ・ボランティアによる清掃
 - ・子どもたちの遊び場として、かつての賑わいを取り戻す
- <目標期> Stage1
- <実施者> 熊本市、関連団体、地域団体



図 3-22 ゾウさんプール

【農業】基本方針①④⑦ ※下江津地区含む

森と水の都の発信（新規）

- ・公園活用イベントでの森林環境教育（水源涵養機能）
 - ・イベントを活用した地元農産物の販売
- <目標期> Stage1 ※以降も継続
- <実施者> 熊本市、企業、関連団体



図 3-23 マルシェ

<利活用・保全の方針>

- ・かつては夏目漱石がボート部長として指揮をとったエリアで、豊富な湧水や四季折々の植物、この地に生息する希少な生きものを感じられる空間としていきます。
- ・動植物園と江津湖の一体性を高め、魅力あふれる空間をつくっていきます。

【学び】基本方針②④

情報発信の場づくり（新規）

- ・江津湖の情報を集積発信する場
- ・江津湖の魅力の発信

<目標期> Stage 2

<実施者> 熊本市、関連団体



図 3-24 江津湖ジオラマ

【保全・再生】基本方針②④⑦

自然環境の保全（継続）

- ・自然が多く残る環境の保全
- ・自然環境や生きものの生息場所の確保
- ・ヨシの再生

<目標期> Stage 2 ※以降も継続

<実施者> 関連団体、熊本市



図 3-25 水草清掃ボランティア

【動植物園との一体化】基本方針⑤⑥

動植物園との一体化（新規）

- ・展望デッキの設置
- ・カフェ等の設置（民間活力の導入）
- ・水辺のインフォメーションセンターの設置

<目標期> Stage I

<実施者> 熊本市、企業



図 3-26 展望デッキ（イメージ）

広木地区

<利活用・保全の方針>

- ・子どもからお年寄りまで幅広い世代が、自然体験・体感型プログラム等、様々なアクティビティを楽しめる空間としていきます。
- ・自然と人との共存・共生の象徴としての多様な環境づくりを進めていきます。

【環境保全】基本方針②④⑦

ヨシ群の保全（継続）

- ・自然環境や生きものが多く残るエリア
 - ・保全ゾーンと利活用ゾーンの明確化
- <目標期> Stage 2 ※以降も継続
- <実施者> 関連団体、熊本市



図 3-27 ヨシ

【学び】基本方針②④⑦

自然観察会の実施（継続）

- ・江津湖の自然環境を知るきっかけ
 - ・環境保全活動へのつながり
- <目標期> Stage 1 ※以降も継続
- <実施者> 関連団体、企業、熊本市



図 3-28 春の草花遊び

【魅力】基本方針④⑤⑦

新たな遊び場づくり（新規）

- ・自然に親しむ遊び（グランピング、スラックライン等）
- <目標期> Stage 1 ※以降も継続
- <実施者> 熊本市、企業、関連団体



図 3-29 グランピング

※グランピング：「グラマラス（魅力的な）」と「キャンプ（野営）」を掛け合わせたもの
 ※スラックライン：2点間に張ったベルト状のラインの上でバランスを楽しむ遊び

【公園活用】基本方針④⑤⑦

イベントガイドラインの作成と展開（新規）

- ・イベントによる新たな魅力発信
 - ・江津湖へ興味を持つきっかけづくり
- <目標期> Stage 1 ※以降も継続
- <実施者> 熊本市、企業



図 3-30 江津湖 Living

＜利活用・保全の方針＞

- ・子どもからお年寄りまで様々な運動を楽しめる空間としていきます。
- ・江津湖の湧水群の一つでもあり、きれいで豊かな水の流れを活かしたプロムナード空間としていきます。

【地下水保全・PR】基本方針①⑥ ※水前寺江津湖公園全域
地下水の保全・PR（継続）

- ・熊本の湧水のシンボル
- ・地下水の保全と PR
- ・湧水箇所、水質の調査（湧水、河川）

※水前寺江津湖公園全域

＜目標期＞ Stage 2 ※以降も継続

＜実施者＞ 熊本市、関連団体



図 3-31 湧水

【回遊性】 基本方針①⑤⑥
園路・景観整備（新規）

- ・歩いて楽しめる、時間を感じさせない空間
- ・熊本の地下水を PR

＜目標期＞ Stage 2

＜実施者＞ 熊本市



図 3-32 水を活かした散策路（イメージ）

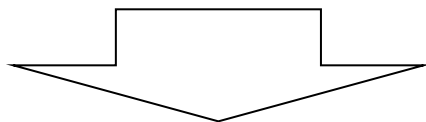
～ 国際観光重点地域について ～

■ 背景

○国は、訪日外国人旅行者数を令和 2 年（2020 年）に 4,000 万人、令和 12 年（2030 年）に 6,000 万人とする目標を掲げ取組を進めており、訪日外国人旅行者数は平成 30 年（2018 年）に 3,000 万人を突破し、令和元年（2019 年）は 3,188 万人と過去最高を記録しました。

○また、本市の平成 30 年（2018 年）の外国人宿泊者数は、23 万 5 千人で、熊本市国際戦略で設定した令和 5 年（2023 年）の目標値 20 万 8 千人を上回り、観光消費額についても、外国人宿泊者数が増加したことなどにより、735 億円と過去最高を記録しました。

○今後、外国人観光客の誘客はもとより、滞在時間を延長させることにより、本市の観光消費額をさらに拡大させることが必要と考えます。



外国人観光客にとってストレスの少ない環境を整備し、滞在時間の延長と観光消費額の拡大につなげるため、「熊本城」、「水前寺成趣園」の 2 大観光地及びその周辺エリアを「国際観光重点地域」に指定し、受入環境を重点的に整備します。

■ 国際観光重点地域の取組内容

- ・多言語観光案内サイン（解説板等）の一体的整備
- ・観光案内所の機能強化
- ・飲食店、小売店等における多言語対応やキャッシュレス化
- ・Wi-Fi 環境の整備 など



図 3-33 熊本城



図 3-34 水前寺成趣園

4 事業展開

4－1 事業展開スケジュール

4－2 計画推進体制

4 事業展開

4-1 事業展開スケジュール

水前寺江津湖公園のポテンシャルは、「恵まれた自然環境」です。そこで、基本理念及び基本方針に基づき、「①自然環境・歴史文化資源の保全」と「②公園の利活用」の両面から、自然環境を活かした事業を展開します。

表 4-1 事業展開スケジュール（自然環境・歴史文化資源の保全）

表 4-1 事業展開スケジュール（自然環境・歴史文化資源の保全）										stage1		stage2		準備		実施		運用	
基本理念		基本方針	取組項目	施策事業（イメージ）	地区	事業主体	目標 stage	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029		
湧水により育まれてきた自然と人との共生の継承	自然環境・歴史文化資源の保全	①大地が育む豊かな水環境と水循環の保全	①-1 豊富な地下水量の保全	①-1-1 江津湖の湧水調査	全域	市 水保全課 くまもと地下水財団	2	調査		モニタリング		調査		モニタリング		調査			
			①-2 水質の保全	①-2-1 江津湖の水質調査	全域	市 水保全課	2	継続											
				①-2-2 マイクロプラスチック対策	全域	市 環境局	2	検討	実施	継続									
			①-3 湧水を育む上流域とのつながり	①-3-1 水源かん養林で育まれた間伐材を使用したベンチの設置	上江津	市 公園課・東部土木センター	1	設置	供用										
				①-3-2 上流域との交流を通じた水循環の学び	上江津	市 水保全課・公園課、くまもと地下水財団 上流域自治体、関連団体	2	検討	社会実験	実施・継続									
				①-3-3 地下水について学び・楽しめるガイドツアーの実施	全域	市 水保全課・経営企画課・公園課 くまもと地下水財団、関連団体	1	検討	実施	継続									
		②生物多様性の保全と自然と人との共存・共生	②-1 自然環境の保全・再生	②-1-1 生物の生育・生息状況調査の実施	全域	市 環境共生課・博物館 市 公園課・東部土木センター、関連団体	2	調査		モニタリング		調査		モニタリング					
				②-1-2 生物の生育・生息環境の保全・再生 ※②-3-1と同事業	全域	市 環境共生課・公園課・東部土木センター 関連団体、ボランティア	2	検討	実施			効果検証			実施				
			②-2 外来生物の防除の推進	②-2-1 外来生物防除計画の策定・運用 ※②-3-2と同事業	全域	市 環境共生課・公園課・東部土木センター 関連団体、ボランティア	2	策定	事業実施					改定	事業継続				
			②-3 環境バランスの維持	②-3-1 生物の生育・生息環境の保全・再生 ※②-1-2と同事業	全域	市 環境共生課・公園課・東部土木センター 関連団体、ボランティア	2	検討	実施			効果検証			実施				
				②-3-2 外来生物防除計画の策定・運用 ※②-2-1と同事業	全域	市 環境共生課・公園課・東部土木センター 関連団体、ボランティア	2	策定	事業実施					改定	事業継続				
		③歴史・文化の活用と次世代への継承	③-1 歴史・文化を通じた魅力の発信	③-1-1 既存の文学碑を活用した魅力の発信	出水ほか	市 文化振興課・公園課 県立図書館、関連団体	1	検討	実施	継続									
				③-1-2 庭園文化を活用した魅力の発信	出水ほか	市 文化振興課・公園課 県立図書館、関連団体	1	検討	実施	継続									
			③-2 歴史・文化資源の保存と活用	③-2-1 旧砂取細川邸庭園の保存活用	出水	市 公園課・文化振興課 県立図書館	1	整備	保存活用										
				③-2-2 国指定天然記念物「スイゼンジノリ発生地」の保全	上江津	市 文化振興課	2	継続											
			③-3 連続性・一体性の向上	③-3-1 江津湖散策ルート・マップの作成・運用 ※④-2-1と同事業	出水ほか	市 文化振興課・公園課 県立図書館、関連団体、企業	1	検討	作成	運用									
				③-3-2 ガイドツアーの実施 ※④-2-2と同事業	出水ほか	市 文化振興課・公園課 県立図書館、関連団体、企業	1	検討	実施	継続									
				③-3-3 地区の一体化（デザインの統一） ※⑤-2-2と同事業	水前寺 出水	市 公園課・東部土木センター 企業	1	Ⅰ期整備		Ⅱ期整備					供用				
			④江津湖の資産・資源の継承と発信	④-1 情報の集積	④-1-1 情報発信の場づくり（情報の集積）	下江津	市 公園課・動植物園 関連団体	2	検討	整備	運用								
		④-2 学びの機会の創出		④-2-1 江津湖散策ルート・マップの作成・運用 ※③-3-1と同事業	出水ほか	市 文化振興課・公園課 県立図書館、関連団体、企業	1	検討	作成	運用									
				④-2-2 ガイドツアーの実施 ※③-3-2と同事業	出水ほか	市 文化振興課・公園課 県立図書館、関連団体、企業	1	検討	実施	継続									
				④-2-3 森と水の都の発信	上江津 下江津	市 農業政策課・水保全課・公園課 企業、関連団体	1	検討	実施	継続									
				④-2-4 自然観察会の実施	上江津 広木	市 公園課 関連団体、企業	1	検討	実施	継続									
		④-3 担い手づくりと次世代への継承		④-3-1 環境学習の実施	上江津	市 博物館・指導課・公園課 県立図書館、関連団体	1	検討	実施	継続									
				④-3-2 新たな担い手や語り部の育成	全域	市 博物館・指導課・公園課 県立図書館、関連団体	2	スキーム検討		実施	継続								

表 4-2 事業展開スケジュール（公園の利活用）

表 4-2 事業展開スケジュール（公園の利活用）																			
基本 理念		基本方針	取組項目	施策事業（イメージ）	地区	事業主体	目標 stage	stage1		stage2		準備 実施 運用							
								R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029		
湧 水 に よ り 育 ま れ て き た 自 然 と 人 と の 共 生 の 継 承	公園 の 利 活 用	⑤江津湖のポテンシャル を活かした空間の創出	⑤-1 魅力ある場の創出	⑤-1-1 新たな遊び場づくり（イベントガイドライン）※⑥-3-1と同事業	全域	市 公園課・東部土木センター 企業、関連団体	1	社会実験・検討	実施										
				⑤-1-2 OSOTO会議	上江津 広木	市 公園課・東部土木センター 企業	2	社会実験	検討	実施									
				⑤-1-3 動植物園との一体化	下江津	市 動植物園・公園課 企業	1	I 期整備	II 期整備										供用
		⑤-2 公園空間の質の向上	⑤-2-1 景観整備	水前寺 庄口	市 公園課・東部土木センター	2	検討			設計	整備	供用							
			⑤-2-2 地区の一体化（デザインの統一）※③-3-3と同事業	水前寺 出水	市 公園課・東部土木センター 企業	1	I 期整備	II 期整備					供用						
			⑤-2-3 遊歩道・サイクリングロードの整備	全域	市 公園課・東部土木センター 市 自転車対策室	1	整備	供用											
			⑤-2-4 駐車場不足への対応（拡充・連携）	全域	市 公園課・東部土木センター 企業	2	検討、社会実験					整備	供用						
			⑤-2-5 移動手段の確保	全域	市 公園課 企業、関連団体	2	検討	社会実験	実施										
		⑤-3 情報の発信	⑤-3-1 国際観光重点地域	水前寺 出水	市 観光政策課・公園課 企業、関連団体	1	検討・整備	運用											
			⑤-3-2 江津湖アプリの開発	全域	市 公園課・東部土木センター 大学、企業	1	検討	開発	運用										
		⑤-4 安心して利用できる公園づくり	⑤-4-1 公園を核とした健康づくり	出水 上江津	市 健康づくり推進課・スポーツ振興課 市 公園課、市総合体育館、関連団体、企業	1	検討	整備	継続										
			⑤-4-2 ちびっこプールの再整備	出水	市 公園課・東部土木センター	1	整備	供用											
			⑤-4-3 ゾウさんプールの再整備	上江津	市 公園課・東部土木センター 市 地域活動推進課・中央区まちづくりセンター ボランティア、地域団体	1	清掃	清掃活動の継続											
			⑤-4-4 ペットを介した交流の場の確保	上江津	市 公園課・東部土木センター 企業、関連団体	2	検討					社会実験	整備	供用					
		⑥適切な公園経営と 次世代への資産運用	⑥-1 マーケティングによるブランド化	⑥-1-1 江津湖の水、地域産物のブランド化	全域	市 水保全課・農業政策課・公園課 企業、周辺事業者	2	スキーム検討					マーケティング	整備	実施				
			⑥-2 民間活力の導入	⑥-2-1 P-PFIを活用した魅力向上施設の設置 ※⑥-3-2と同事業	全域	市 公園課・動植物園 企業	2	スキーム検討	公募	整備	供用								
			⑥-3 サービスの向上	⑥-3-1 新たな遊び場づくり（イベントガイドライン）※⑤-1-1と同事業	全域	市 公園課・東部土木センター 企業、関連団体	1	社会実験・検討	実施										
				⑥-3-2 P-PFIを活用した魅力向上施設の設置 ※⑥-2-1と同事業	全域	市 公園課・動植物園 企業	2	スキーム検討	公募	整備	供用								
			⑥-4 防災・減災機能の強化	⑥-4-1 公園のポテンシャルを活かした防災・減災機能の強化	全域	市 公園課・危機管理防災総室 市 中央区・東部・秋津まちづくりセンター 企業、関連団体、地域団体	2	スキーム検討				社会実験	検証	整備	事業実施				
	⑦持続性のある運営手法 と担い手づくり	⑦-1 人材育成・担い手づくり	⑦-1-1 公園運営の担い手（キャスト）の発掘と育成	全域	協議会メンバー	2	スキーム検討	実施										広報PR	
		⑦-2 エリアマネジメントの導入	⑦-2-1 エリアマネジメントによる公園運営	全域	協議会メンバー	2	スキーム検討	社会実験	実施							情報発信			
		⑦-3 効果的な事業展開・事業検証	⑦-3-1 公園の質を評価するための仕組みづくり	全域	協議会メンバー	2	スキーム検討				WS開催	実施				事業検証			

4-2 計画推進体制

本計画を実効性のあるものとして着実に推進していくため、行政をはじめ、市民や関連団体、企業などが連携した取組やエリアマネジメントによる運営等を行うとともに、水前寺江津湖公園利活用・保全推進協議会を中心に、PDCA サイクルに基づいて進捗状況を管理します。

また、江津湖を取り巻く自然環境や社会情勢などの変化に柔軟に対応し、適宜、取組状況の検証を行うとともに、stage1 終了後、中間見直しを行います。

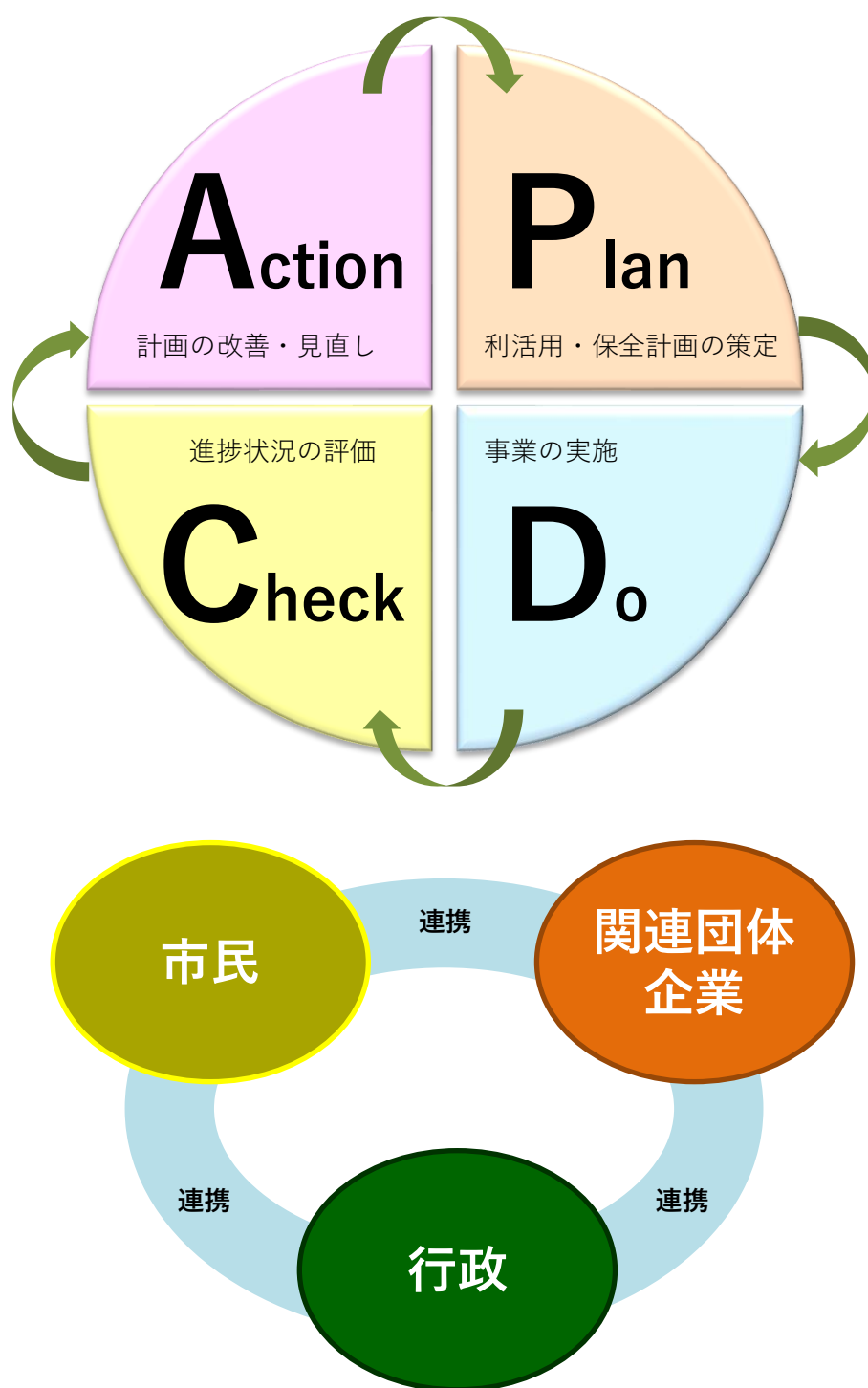


図 4-1 連携イメージ

5 資料編

5－1 検討体制

5－2 課題の整理

5－3 イベントガイドライン

5 資料編

5-1 検討体制

(1) 水前寺江津湖公園利活用・保全推進協議会

表 5-1 メンバー構成（水前寺江津湖公園利活用・保全推進協議会）

氏名	所属	氏名	所属
会長 市川 勉	東海大学	副会長 星野 裕司	熊本大学
皆川 朋子	熊本大学	藤田 直子	筑波大学
葉山 耕司	熊本市美術文化振興財団	木村 正明	地方経済総合研究所
古賀 朗 (1~3)	キリン	宮脇 雅人(4~)	キリンビール
若松 隆一	スノーピーク地方創生コンサルティング	三井 宣之	熊本県ボート協会
江藤 仁美(1~2)	協業組合江津湖観光	江藤 啓貴(3~)	協業組合江津湖観光
川上 二矢	江津湖貸舟協同組合	豊田 祐一	熊本県立図書館
吉村 昌洋	熊本市造園建設業協会	宮原 國臣(1~4)	熊本市社会教育振興事業団
中村 英文(5~)	熊本市社会教育振興事業団	多神田 喜代太	水前寺江津湖公園愛護会
松尾 直樹	水前寺江津湖（体育館跡） 公園愛護会	小崎 正道	水前寺江津湖（児童）公園 愛護会
渡辺 幸夫	出水校区自治協議会	竹原 寧 (1~3)	砂取校区自治協議会
今井 英雄(4~)	砂取校区自治協議会	藤瀬 明謙(1~3)	出水南校区自治協議会
山口 道敏(4~)	出水南校区自治協議会	村上 徹郎	健軍校区自治協議会
内藤 往夫	画図校区自治協議会	加藤 俊鋪(1~3)	泉ヶ丘校区自治協議会
永田 俊洋(4~)	泉ヶ丘校区自治協議会	古閑 勝徳	若葉校区自治協議会
藤山 英美	秋津校区自治協議会	永野 陽子	水前寺活性化プロジェクトチーム
西原 明優	熊本市子育て支援ネットワーク連絡会	岩岡 中正	熊本県文化協会
奥村 智治	熊本記念植物採集会	歌岡 宏信	熊本野生生物研究会
田畑 清霧	自然観察指導員	坂梨 仁彦	日本野鳥の会
大住 和子	水と緑ワーキンググループ		

表 5-2 協議会の開催経緯（水前寺江津湖公園利活用・保全推進協議会）

	開催日	検討内容
第1回	2018.07.04	水前寺江津湖公園利活用・保全推進協議会について
第2回	2018.10.10	課題と計画の基本的考え方、マーケットサウンディング
第3回	2018.11.28	基本方針、基本理念、施策事業（イメージ）
第4回	2019.06.07	計画の基本理念、計画の基本方針、意見聴取手法
第5回	2019.08.26	基本理念、利活用・保全の方針と主要事業イメージ
第6回	2019.11.27	計画素案
第7回	2020.02.18	パブリックコメントの結果

(2) 環境部会

(3) アクティビティ・マネジメント部会

表 5-3 メンバー構成（水前寺江津湖公園利活用・保全推進協議会部会）

氏名	所属
部会長 皆川 朋子	熊本大学
丸山 伸治	熊本県立図書館
中島 憲久(1～7)	熊本市造園建設業協会
尾崎 友信(8～)	熊本市造園建設業協会
轟 多朗(1～7)	熊本県文化協会
鎌田 剛 (8～)	熊本県文化懇話会
奥村 智治	熊本記念植物採集会
歌岡 宏信	熊本野生生物研究会
田畑 清霧	自然観察指導員
坂梨 仁彦	日本野鳥の会
大住 和子	水と緑ワーキンググループ

氏名	所属
部会長 星野 裕司	熊本大学
葉山 耕司	熊本市美術文化振興財団
藤田 英介(1～10)	地方経済総合研究所
吉住 和彦(11～)	地方経済総合研究所
古賀 朗 (1～6)	キリン
宮脇 雅人(7～)	キリンビール
若松 隆一	スノーピーク地方創生コンサルティング
江藤 啓貴	協業組合江津湖観光
宮本 龍一	江津湖貸舟協同組合
松本 秀和	熊本市造園建設業協会
田口八司郎(1～6)	熊本市総合体育館・青年会館
堀口 浩 (7～)	熊本市総合体育館・青年会館
楠本 英雄	水前寺活性化プロジェクトチーム

表 5-4 部会の開催経緯（水前寺江津湖公園利活用・保全推進協議会）

検討内容	開催日		開催日	検討内容
水前寺江津湖公園の現況	2018.07.23	1	2018.08.06	水前寺江津湖公園の課題
目指すべき目標・テーマ、ゾーニング	2018.08.24	2	2018.09.25	課題、計画の基本的考え方
課題、計画の基本的考え方	2018.09.28	3	2018.10.24	基本方針、具体的施策事業
基本方針、具体的施策事業	2018.11.06	4	2018.11.21	基本方針、具体的施策事業
基本方針、具体的施策事業	2018.11.19	5	2019.01.17	ゾーニング、事業展開スケジュール
ゾーニング、事業展開スケジュール	2019.01.17	6	2019.02.04	計画の骨子案、ゾーニング
計画の骨子案、ゾーニング	2019.02.04	7	2019.05.24	基本理念、基本方針、意見聴取手法
基本理念、基本方針、意見聴取手法	2019.05.24	8	2019.07.05	具体的取組み
具体的取組み	2019.07.18	9	2019.07.18	具体的取組み
利活用・保全の方針と主要事業イメージ	2019.08.19	10	2019.08.19	利活用・保全の方針と主要事業イメージ
計画素案、イベントガイドライン案	2019.10.28	11	2019.10.28	計画素案、イベントガイドライン案
パブリックコメントの結果	2020.02.05	12	2020.02.05	パブリックコメントの結果

過去に実施されたアンケート調査（近隣住民、関係団体）及び関連調査、市民からの要望、庁内関係部署ヒアリングなどを総合的に把握し、課題を取りまとめました。

【水前寺江津湖公園全体】

表 5-5 課題の整理（その１）

分類	項目	問題点・要望	課題	対応策
環境	環境保全	・水質汚濁、水量減少等水環境が変化している ・外来動植物の増殖、在来動植物の減少、生息環境の悪化が見られる ・湖内（湧水量、ヘドロ浚渫など）改善が必要	・水環境の保全、再生にむけた仕組みづくりが必要である（水質汚濁、水量減少など） ・江津湖の自然環境の保全、再生に向けた仕組みづくりが必要である	・利活用区域、保全区域の設定 ・外来動植物の駆除及び在来動植物の保護 ・動植物の生息環境の改善 ・保全活動、美化活動イベント開催
施設整備	公園全体	・公園全体の整備や環境保全に関する方向性が示されていない ・公園の自然環境に配慮した、必要最低限の整備をしてほしい ・公園から見えるまち並み景観の保全を図ってほしい	・公園の自然環境に配慮したうえで、公園の目指すべき姿、整備・運営の方針を示す必要がある ・環境保全の方針、具体的数値などを示す必要がある ・長期未整備地区も含めた公園全体の整備のあり方を検討する必要がある	・公園の利活用と保全の方向性の取りまとめ
	施設全般	・施設が老朽化し利用しにくい ・公園施設のユニバーサルデザイン化が図られていない。	・利用者に快適かつ安全な施設利用を提供するための施設整備（修繕含む）の検討が必要である	・長寿命化計画（H25 に計画策定）に基づく着実な老朽化施設・設備の修繕・更新
	広場	・特定の利用（ボール遊び、自転車練習、バーベキューなど）の利用ができる広場がほしい	・利用者ニーズに対応した広場の設定を検討する必要がある	・「利活用・保全計画」の中で広場の位置づけなどを検討
	園路	・公園内のエリアが道路等で分断されスムーズにエリア間を移動することができない ・公園内を周遊できる園路がない ・園路と区分されたサイクリングコース、ジョギングコースがほしい ・水辺の散策路、木デッキを整備してほしい ・園路に距離表示がされていない ・レンタサイクルなど公園内の移動手段が少ない ・モノレール、ボート等楽に楽しく移動できる移動手段がほしい ・歩道と車道の兼用区間がある ・園路の一部に段差、不陸がある	・園路の危険箇所（一般車道との競合など）を把握し、公園内及びエリア間を快適かつ安全に移動できる動線の確保が必要である（水前寺運動公園を含む） ・ジョギング、サイクリングなどの多目的な利用に対応するためのコースづくりや関連施設の整備が必要である ・多様な利用者が快適、安全に公園を楽しむことができる施設整備、改修が必要である	・各エリアへのアクセス道路の整備（一般車道と分離、動植物園エントランスロードなど） ・公園内周遊園路の整備 ・サイクリングコース、ジョギングコースなどの整備 ・園路距離標整備 ・レンタサイクル、移動カート、水上ボートなど公園内移動のための施設整備及び運営 ・園路段差、不陸の解消
	サイン	・公園の入口、主要道路から駐車場への進入口公共交通機関の停留所から公園までのルートが分かりにくい ・名称（施設や場所名）が明確でなく、集合場所などの位置を伝えれる際に不便である ・公園全体の案内が少なく分かりにくい ・公園内の資源（動植物、文化・歴史施設など）の解説が不足している ・サインデザインが統一されていない	・利用者を確実に公園へ誘導するためのサインシステムが必要である ・利用者が求める公園内の情報を分かりやすく提供し、より公園を楽しんでもらうためのサインシステムが必要である ・色彩やデザインを統一し景観にも配慮したサインの統一化が必要である	・公園全体のサイン計画の策定（既設サインの把握、サイン配置計画、サインデザインなど） ・サイン整備（公園案内板、誘導サイン（標識タイプ、路面表示タイプ）、解説板など） ・多様な手法による情報発信（サイン、パンフレット、ホームページなど）
	休憩施設	・ベンチが不足している ・日陰のできる休憩施設や緑陰が不足している	・多様な利用者が公園内で休息や憩い、安らぎを満喫することができる施設の配置が必要である ・公園利用者の利用形態を把握し、実態に適した施設の配置を検討する必要がある	・休憩施設の補充（ベンチ、緑陰、日よけ、カフェなど）

表 5-6 課題の整理（その2）

分類	項目	問題点・要望	課題	対応策
施設整備	飲食・物販施設	・公園内に飲食・物販施設がない（カフェ、売店、マルシェ、城彩苑のような施設など） ・公園内に喫茶しながらくつろげる場所がない	・利用者ニーズに対応したサービス提供が必要である	・魅力的、地域特性のある物販施設、カフェなどの整備 ・飲食・物販施設整備にあたっては民間企業（公園近隣民間企業など）との協力検討
	遊具・遊び場	・子供の年齢に応じた遊具（幼児向け、小学生向け）がほしい。 ・プールにスライダー等遊具を設置し楽しめる水遊び場を整備してほしい。 ・水遊び場を改善、増やしてほしい（降り口の改善、幼児が遊べる水遊び場の整備） ・遊び場の近くにトイレ、休憩所がほしい ・ちびっこプール周辺を下流域（上江津湖付近）のように雰囲気よく整備してほしい ・生き物と触れ合いたい	・子どもが安全、安心して遊ぶ環境を整備するため、利用年齢に適応した遊具や関連施設の導入を検討する必要がある ・ちびっこプール周辺の再整備の在り方、施設配置などを検討する必要がある ・多様な利用に対応した水遊び場の再整備の検討が必要である。 ・生き物が快適に生息し、かつ利用者が安全に気軽に生き物に触れ合える仕組みを検討する必要がある。	・遊具の整備 ・水遊び場の改善、幼児用水遊び場の整備 ・子ども関連施設の周辺に、保護者用休憩所、トイレ、水のみ場、駐車場などの施設を整備 ・環境学習の場としても活用できる水遊び場の整備 ・生き物と触れ合える場の整備
	トイレ	・トイレが不足している ・多目的トイレを整備してほしい（身障者用トイレ、子どもトイレ、おむつ替えなど）	・公園全体のトイレ配置を見直し、利用形態にあわせた施設配置の検討が必要である（例、子供利用が多いエリアにはトイレを補充する）	・多目的トイレの整備
	公園灯	・公園灯（特に園路沿い）が少ない	・公園灯の補充、点灯時間、点灯場所の検討をする必要がある	・公園灯の整備（特に主要園路沿い） ・主要園路沿いの点灯時間の延長
	防犯設備・対策	・夜間利用は危険、怖い ・園路沿いに防犯カメラを整備してほしい ・うっそうとした場所を改善してほしい	・公園内の危険箇所を把握し、改善策を検討する必要がある ・うっそうとし利用率が低下しているエリアについては樹木管理方法を検討する必要がある	・防犯カメラの設置 ・樹木、草地繁茂地の見通しの確保 ・保全とのバランスを考慮した樹木管理指針の策定
	駐車場	・駐車場が不足している	・駐車場不足の対応策を検討する必要がある	・駐車場整備、公共交通機関利用の移行推進 ・駐車場の一部有料化（入口部に自動開閉機の設置）
	管理事務所	・更衣室を整備してほしい（子どもがぬれた際に着替える場所がほしい） ・机、椅子の配置 ・給水器がほしい ・情報発信の場として利用できるようにしてほしい	・利用者ニーズに対応するため、公園の利用拠点として施設の充実を検討する必要がある	・休憩スペース、展示・学習スペース、更衣室など施設の整備
	スポーツ施設	・テニスコートを整備してほしい ・ナイター設備がほしい ・高齢者のためのスポーツ施設がほしい ・健康器具を整備してほしい	・利用実態に対応した施設整備を検討する必要がある	・テニス関連施設（コート、ナイター照明）の整備 ・高齢者のためのスポーツ施設の整備 ・健康器具の整備
	ペット	・ペット連れの利用者と一般利用者の利用区分がされていない。（運営面含め）	・ペット連れの利用者、一般利用者が共に快適に公園利用できる仕組みづくりが必要である	・ペット専用施設の整備（ドックラン、専用散歩コースなど） ・一般利用者との利用調整 ・マナーマップの啓蒙
	その他施設	・以下施設の設置、増設要望 ・ごみ箱 ・噴水 ・自動販売機 ・時計塔 ・遊覧船 ・宿泊施設・屋台村 ・水のみ場（給水器） ・ステージ（屋根つき） ・ジョギングステーション（シャワー室、コインロッカーなどを有した拠点施設） などがほしい	・利用者ニーズに対応かつ、公園の環境保全を考慮した適切な施設の配置が必要である	・要望施設の導入検討、整備 ・ごみ持ち帰りの推進
	植栽	・緑陰がほしい ・四季を感じる公園にしてほしい ・花壇がほしい	・利用形態及び公園の整備方針に合わせた植栽計画が必要である	・花木、紅葉木の植栽 ・花壇の整備

表 5-7 課題の整理（その3）

分類	項目	問題点・要望	課題	対応策
運営管理	利用プログラム	・公園内周遊コースを設定してほしい（1 時間、半日など） ・自然散策や公園利用について指導・案内してくれる人がほしい ・公園内の植物を利用した工作など、子供向けの体験学習プログラムを実施してほしい ・環境学習を実施してほしい（修学旅行生の受入れも検討） ・市民参加型のスポーツプログラムを実施してほしい	・公園をより楽しく、身近に利用し、公園の魅力を来園者が感じる仕組みづくりが必要である	・利用プログラム（健康づくり、ジョギング・散策コース、公園内周遊コース、観察ルート、解説マップ、園芸講座等） ・環境学習プログラムの整備 ・指導者（公園案内人）の育成、配置
	イベント	・季節ごとにイベントを開催してほしい ・公園でのイベント（自然観察会、清掃イベント、移動動物園、スポーツイベント、飲食イベント、水のイベント、ゲーム大会、植樹イベントなど）を実施してほしい ・花火大会を復活してほしい ・子連れで参加できるイベントを開催してほしい ・区単位でのイベントの開催	・利用者ニーズに対応し、公園を訪れる機会づくりとして、多様な主体による多様なイベントの計画が必要である ・多様な利用主体（子連れや高齢者など幅広い年齢層）が参加できるイベントが必要である。	・公園の利用促進や利用の多様化に対応したイベントの開催（年間イベント計画の策定） ・地域コミュニティ育成のイベント開催 ・公園愛護のためのイベント（清掃活動など） ・都市機能強化のためのイベント（防災意識の啓発、都市緑化の推進）
	P R ・ 広 報	・イベントの情報発信が不十分	・実施中のイベント PR 強化のための効果的なイベント周知の仕組みづくりが必要である	・多様な媒体の活用（市政だより、企業、自治会など）
		・江津湖を観光資源として活かしきれていない	・都心にありながら豊かな自然環境を有する公園であることを県内外へ P R していくことが必要である	・自然散策ルートの設定 ・見どころの情報発信（サイン、パンフなど） ・既存ツールも活用し、江津湖全ての情報を統括し発信する場の立ち上げ（江津湖公式ホームページの作成など）
		・公園が広くそれぞれ名称もないため場所が分かりにくい	・利用者にとって分かりやすく公園づくりが必要である	・公園主要入り口、地区・エリア、湖などの名称化
	施設運営	・公園開放時間の繰上げをしてほしい ・駐車場開放時間が利用ニーズ（9 時前開放、夕方開放時間の延長）に合っていない ・公園灯を 21 時以降も点灯してほしい ・公園灯の光害対策をしてほしい	・利用者ニーズに対応した施設の運営が必要である	・開放時間の延長 ・近隣民間駐車場の案内
	公園内禁止事項の設定	・禁止事項を設定してほしい（喫煙、魚釣り、バーベキュー、動物への餌やり、遊水地のペット利用など）	・公園内のルールづくりが必要である	・注意板の整備（景観性に配慮する必要あり） ・ルールブックの配布
	マナー改善	・利用マナーの改善が必要（ごみのポイ捨て、ペット関連、遊び方（ボール遊び、自転車乗り入れ、水遊び、生き物採取など）のマナー、夜間利用のマナー（騒音））	・公園内のルールづくりが必要である	・注意板の整備（景観性に配慮する必要あり） ・ルールブックの配布
	利用調整	・公園外周樹木が近隣住居へ落葉、日照不足、枝の張出など支障を与えている ・ペット連れ利用者と一般利用者との間でマナーなどの問題をめぐり対立がある ・集団利用が一般利用者の公園使用に支障をきたしている ・夜間の公園利用は騒音など近隣住民に迷惑をかけている	・多様な利用主体が快適に公園利用することができる仕組みづくりが必要である	・公園外周の樹木植栽における周辺住民との利用調整 ・ペットの飼い主と一般利用者の利用調整 ・動物への餌やりと一般利用者の利用調整 ・夜間利用者の利用調整
	使用料の徴収	・公園維持管理費、更新費が不足している	・パークマネジメントの推進のためのしくみづくりが必要である	・使用料金の徴収（駐車場、イベント参加費、物販許可）
維持管理	施設管理	・公園施設に危険箇所（針金飛び出しなど）の危険箇所がある	・施設点検の強化が必要である	・施設点検の実施（公園巡視員の配置） ・施設点検マニュアルの配置、点検講習
	植物管理	・樹木管理、芝生・草地管理、草花管理が不十分	・公園内の植物管理の方針を定め、指定管理者と連携した維持管理が必要である ・植物管理の徹底が必要である（指定管理者との連携）	・植物管理指針（管理頻度や公園エリアごとの管理方針など）の策定 ・必要に応じ植物ごとの管理頻度の重点化、差別化を図る
	清掃	・植栽地清掃、排水構造物清掃、公園施設（園路、ベンチ、サインなど）の清掃、ごみ処理、建物（トイレ、管理棟）清掃、湖面・湖内の清掃（外来水草含む）が不十分	・公園内の施設管理の方針を定め、指定管理者と連携した維持管理が必要である	・施設管理指針（管理頻度や施設毎の管理方針等）の策定 ・清掃ボランティアなどの実施（市民、企業など） ・必要に応じ施設毎の管理頻度の重点化、差別化を図る

5-3 イベントガイドライン

水前寺江津湖公園のポテンシャルである“恵まれた自然環境”を守るとともに、公園の賑わい創出や担い手確保のために、イベントを行う際のルールを定めた「イベントガイドライン」を策定します。

自然環境を活かしたイベントを通じて、多くの人に江津湖の魅力に触れていただき、自然環境の保全や魅力の向上、情報の発信につながることを期待しています。

水前寺江津湖公園イベントガイドライン（案）

イベントガイドラインについては、
今後、

- ・利用団体ヒアリング
- ・利用範囲
- ・利用料金 など

を検討したうえで、策定します。

目 次

1. イベントとは	1
2. 利用可能イベント	1
3. 利用可能範囲	2
4. 利用可能日時	3
(1) 利用可能日	3
(2) 利用可能時間	3
5. 利用条件	3
(1) 運営体制	3
① 責任の所在	3
② 安全対策	3
③ 一般来園者や周辺地域とのトラブル防止	4
④ 公共交通機関の利用促進	4
(2) 施設利用	4
① 自然環境の保全	4
② 清掃	4
③ 飲食物等の提供に伴う対応	5
④ 車両の乗り入れ・駐車	5
⑤ 利用後の原状回復義務	5
(3) その他	5
① 行為の制限	5
② 権利の制限	5
③ 免責	5
6. 料金	6
(1) 条例に基づく使用料等	6
(2) 設備の使用	6
(3) 備品の貸し出し等	7
(4) 使用料等の還付	7
7. 利用手続き	7
(1) 利用予約申込み	7
(2) 事前打合せ	7
(3) 許可申請手続き	7
(4) 完了報告	7
(5) 手続きの流れ	8
(6) 提出書類	9
8. その他必要な手続き	9
9. 許可の取消し	10
10. 窓口	10

はじめに

水前寺江津湖公園（以下「当公園」という。）は、熊本市を代表する水辺空間として多くの市民に親しまれている都市公園です。当公園の周辺では随所に湧き出る地下水を見ることができ、当公園一帯から湧き出る地下水は1日約47万トンとも言われています。

この湧水に特徴づけられる特有の環境の中で豊かな生態系が形成され、希少な動植物の生息域にもなり、四季折々の美しい景色を作り出し、私たちの心を和ませてくれているとともに、多くの市民が散策や水遊び、ランニング、自然観察など、思い思いの形で余暇を楽しんでいます。また、公園の利用者及び利用方法が多様化する昨今において、当公園でも公園の魅力を感じながらイベント等を楽しむといった期待が年々高まってきている状況です。

当公園内でイベントを開催する場合は、当公園の宝である自然環境を保全することはもとより、公園本来の機能である憩いの場としての自由な利用との調和、周辺住宅に騒音等の迷惑をかけないこと、芝生や樹木、園路等を良好な状態に保全すること、歴史文化資源を保全することなど、様々な配慮を行ったうえで、公園管理者の許可が必要となります。

しかしながら、イベントを開催するにも、「手続きが分からない」「熊本市の主催や共催でないと開催できない」といった声や、「イベントを行うと自然環境が破壊されるのではないか」との声をお聞きます。

そこで、当公園を快適にご利用いただくとともに、当公園の“恵まれた自然環境”の保全や公園の賑わい創出、担い手確保のために、イベントを行う際のルールを定めた『イベントガイドライン』を策定します。

自然環境を活かしたイベントを通じて、多くの人に当公園の魅力に触れていただき、自然環境の保全や魅力の向上、情報の発信につながるよう、このガイドラインに沿って、適切な手続き及び運営をされるようお願いいたします。

名称：水前寺江津湖公園 所在：熊本市東区広木町外地内 面積：126.9ha（都市計画決定 H31.4.1 現在） 種別：広域公園

1. イベントとは

本ガイドラインの対象となるイベントは、当公園の自然環境の保全や魅力の向上、情報の発信等を目的に、当公園の一部を独占して利用したり、一定の工作物や設備等を設け、継続して当公園を使用する行為です。

ボランティア活動や自然観察会等の、占用形態を伴わないものについては、本ガイドラインの対象ではありません。

2. 利用可能イベント

○自然環境の保全

当公園に生息する野鳥や昆虫、植物等の生きものやその生息の場、景観の保全活動に資するもの

○環境学習等

当公園特有の自然環境を活かした情報発信や自然学習に資するもの

○地域コミュニティ

当公園の花や緑、水辺等の自然環境を活かし、緑化や清掃活動など地域コミュニティの進展に資するもの

○歴史文化、観光の発信

庭園や句碑などの文化的要素を活かした地域の活性化や市民の学習・文化活動の啓発、観光の発信等に資するもの

○健康づくり

遊歩道・サイクリングロード・湖などの公園的要素を活かし、市民の憩いやレクリエーション、子育て、スポーツなど健康の維持増進に資するもの

※イベントの中でのバーベキューはできません。また、企業等の広報宣伝に資するイベントもできません。

表1 主なイベント例

内容	実施の可否
スポーツ大会（マラソン大会、ウォーキング大会等）	○
スポーツ教室（ヨガ教室、サップ教室等）	○
地域のイベント（祭、子ども会等）	○
飲食・物販を伴うイベント	○
企業のPRイベント	×

※詳細は、東部土木センター河川公園整備課へお問い合わせください。

3. 利用可能範囲

当公園をイベントで利用される場合は、下記の広場をご利用ください。また、内容によっては広場以外の区域を利用することも可能です。

ただし、各広場で同時にイベントを開催することとなる場合は、一般来園者の公園利用に支障がないか総合的に判断させていただいたうえで許可しますので、東部土木センターにご相談ください。

表2 利用可能範囲

名称	面積	周辺施設	最寄りの交通機関
上江津地区 芝生広場	約 2,000 m ²	・トイレ	・上江津駐車場 (旧市民病院側)
広木地区 芝生広場	約 4,000 m ²	・トイレ ・水前寺江津湖公園 サービスセンター	・広木駐車場

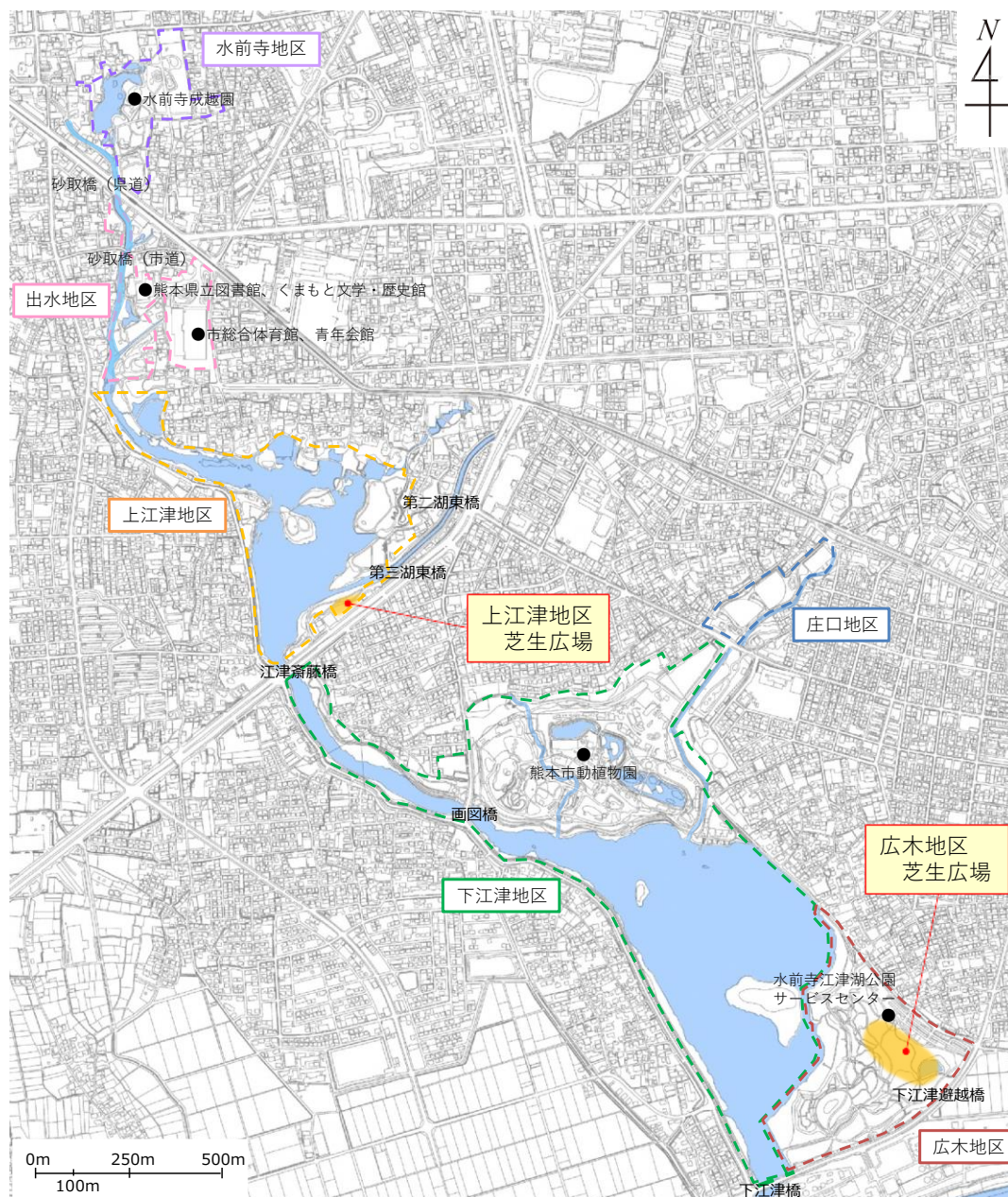


図1 利用可能範囲

4. 利用可能日時

(1) 利用可能日

1月5日から12月28日まで

なお、芝生等の回復を考慮する必要があるため、同一イベントでの連続した利用日数は5日間までとします。（設営・撤去の日数は含みません）

ただし、これにより難しい場合は、東部土木センターと協議してください。

(2) 利用可能時間

9:00～17:00まで

ただし、設営・撤去作業や夜間の自然観察会など、これにより難しい場合は、東部土木センターと協議してください。

5. 利用条件

(1) 運営体制

① 責任の所在

次の全てについて、責任ある対応ができる責任者を配置しなければなりません。イベント業者に運営を丸投げして、責任者が全体を掌握せず、当日のトラブルや東部土木センター及び水前寺江津湖公園サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）からの指導に適切に対処しない場合、次回以降の利用をお断りします。

- ・利用申込みからイベント後の片付け完了まで、イベントの全体を掌握すること
- ・利用当日、現場に常駐すること
- ・運営担当者、出展者、イベント参加者の指揮監督を行うこと（あらかじめ利用条件等の遵守事項の周知徹底を図ること）
- ・責任者から、各運営担当者等への指揮命令系統が整理されていること
- ・東部土木センター及びサービスセンターから常に連絡を取ることができること
- ・周辺地域やイベント参加者からの苦情に適切に応じること

② 安全対策

設営から片付け完了までの全工程で、適切に安全対策を講じなければなりません。

- ・資材搬入等で車両が進入する際は、監督員の配置など事故防止策を講じること
- ・夜間、公園内に資材を置く場合は、警備員を配置すること
- ・火気器具等を使用する場合は、熊本市火災予防条例に基づく届出を行うなど、必要な対策を講じること
- ・遊具を設置・使用する場合は、適切かつ確実に安全点検を実施するとともに、変状及び異常を発見した場合は、速やかに適切な措置を図ること
- ・ステージやブース等を設置する際は、参加人数に応じて必要な通路や空間を確保し、安全に利用できる環境を確保すること
- ・事故が発生した際は、速やかに東部土木センター及びサービスセンターに報告するとともに、警察や消防等、関係機関への通報やイベントの中止など、適切な対応を行うこと

- ・ イベントの開催を原因として発生した事故等への対応策として、イベント保険へ加入するなど、主催者側で責任を取れる体制を確保すること

③ 一般来園者や周辺地域とのトラブル防止

一般利用の来園者や周辺地域に迷惑をかけることがないようにしてください。

- ・ 必要に応じて、看板等による事前告知や周辺地域への事前説明を行うこと
- ・ 勧誘行為や募金、署名の働きかけ等の行為を行わないこと
- ・ 大音量を伴うイベントは控えるとともに、ステージやブース等は、周辺地域に騒音等の迷惑がかからないよう配置すること

表3 【熊本県生活環境の保全等に関する条例】音響機器の音量基準（第一種区域）

区分	音源の周辺の建物境界線
8:00～19:00	45db
6:00～ 8:00 19:00～22:00	40db
22:00～ 6:00	35db

④ 公共交通機関の利用促進

当公園の駐車場には限りがあるため、市電やバスなど公共交通機関の利用を促進する策を講じてください。また、イベントに起因して公園駐車場や周辺道路が混雑する場合は、主催者にて対応してください。

(2) 施設利用

① 自然環境の保全

芝生や草地が損傷すると回復に時間がかかり、公園の美観が損なわれるだけでなく、一般来園者の公園利用に著しく支障をきたすことから、以下の事項を遵守してください。

- ・ 原則、芝生や草地内は車両を進入しないこと（設営・撤去等で進入が必要な際は、事前に東部土木センター又はサービスセンターと協議を行うこと）
- ・ テントやステージ等の工作物は、一般来園者の利用の妨げとならない範囲に設置すること（芝生や草地の養生対策等については、事前に東部土木センター又はサービスセンターと協議を行うこと）
- ・ 排水が発生する場合は、事前に東部土木センターと協議を行うこと。

② 清掃

当公園の自然環境や景観を保全するため、以下の事項を遵守してください。

- ・ 飲食物等の提供があり、ごみの発生が予測される場合は、ごみ箱を設置してごみの回収・処分を行うこと
- ・ イベント開催期間中及び開催終了後、会場及び会場周辺の清掃を実施すること

- ・ イベント開催に伴い発生したごみ類は全て持ち帰ること（出展者が放置したごみ類についても、主催者が責任を持って片付けること）
- ・ 主に飲食物を提供するイベントは、事前に東部土木センターと協議を行い、必要に応じて仮設トイレを設置すること

③ 飲食物等の提供に伴う対応

飲食物等の提供を行う際は、以下の事項を遵守してください。

- ・ 調理を行う場合は、ブルーシートやマットを敷くなど、汚れ防止策を講じること
- ・ 食品を提供する場合は、食品衛生法等に基づく営業許可が必要な場合があるので、熊本市保健所に問い合わせること
- ・ 酒類を提供する場合は、未成年者及びドライバーに提供しないことを明示すること

④ 車両の乗り入れ・駐車

原則、当公園内への車両の乗り入れ及び駐車はできません。やむを得ず、車両の乗り入れや駐車が必要な場合は、事前に東部土木センターと協議を行ってください。

⑤ 利用後の原状回復義務

イベント利用に際しては、事前及び終了後に東部土木センター又はサービスセンターが立ち会いのうえ、利用範囲の状況を確認します。

イベント終了後、損傷等（公園の樹木・芝生・草地・構造物・設備等の破損、汚れ、紛失等）が認められた場合は、原状に回復していただく必要があります。イベント開催中に損傷等が発生したときは、速やかに東部土木センター及びサービスセンターに連絡してください。清掃、修理、復旧等の手法は、東部土木センターと協議を行ってください。

（３）その他

① 行為の制限

イベントに伴う行為についても制限させていただく場合がありますので、予定行為については東部土木センターに事前協議のうえ、指示を受けてください。制限行為を実施する場合には、許可を受けた範囲内で行う必要があります。

② 権利の制限（利用権の譲渡・転貸の禁止など）

主催者は、許可の全部又は一部を第三者に譲渡・転貸してはなりません。

③ 免責

天災地変などの不可抗力によってイベントを実施できなくなった場合の損害について、公園管理者は一切その責任を負いません。他の利用者や団体の不適切な利用によってイベント開催に支障が生じたり、開催できなくなった場合の損害についても同様です。

6. 料金

(1) 条例に基づく使用料等

当公園をイベントで利用する場合は、下記の区分に基づき、公園使用料（イベント行為そのものの許可に係る料金）と公園占用料（工作物等を設置する場合に必要な料金）が必要になります。

占用面積は、テントやステージなどの工作物を設置する部分の面積とします。また、利用面積は、テントやステージなどの工作物を設置する部分の面積だけでなく、イベント開催に必要な会場内の通路や広場などの空地、関係者用駐車場等で利用する部分も含まれます。

申請の際には、占用面積及び利用面積がわかる資料（求積図、求積表等）の提出が必要になります。

表4 料金①（スポーツ大会、スポーツ教室、地域のイベントなど）

種別	種目	料金	備考
公園使用料	催し	●●円／件・日	
公園占用料	看板・幕、テント、ステージなど、仮設工作物	●●円／㎡・日	表示面積で算定

※料金については、今後他都市事例やサウンディング等を参考に設定

表5 料金②（飲食の提供、物品販売等を主な内容とする催し又は興行）

名称	料金		備考
公園占用料	不要		ただし、公園占用許可は必要
公園使用料	土日祝日	●円／㎡・日	全体の利用面積で算定 1㎡未満は切り上げ
	平日	●円／㎡・日	

※料金については、今後他都市事例やサウンディング等を参考に設定

※土日祝日とは、土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とします。

※公園使用料の算定には設営・撤去日を含みます。設営・撤去のみを行う日の公園使用料の額は、上表に掲げる額の2分の1とします。

(2) 設備の使用

当公園内の水道設備及び電気設備を使用する場合は、事前に東部土木センターと協議を行ってください。

(3) 備品の貸し出し等

サービスセンターでは、イベントに活用できる備品は準備していません。備品については、主催者で準備をお願いいたします。

(4) 使用料等の還付

既納の使用料等は還付しません。ただし、次の場合は還付することができます。

- ・天候その他不可抗力により利用することができない場合
- ・公益上の必要又は市の都合により許可が取り消された場合
- ・利用日の7日前までに取り止め届を提出した場合

7. 利用手続き

(1) 利用予約申込み

イベントの空き状況の問い合わせの際に、イベント利用希望日があれば仮登録します。仮登録の1ヶ月後までに利用予約申込書が提出されない場合は、自動的にキャンセルされたものとみなします。

なお、利用希望日に地方公共団体等による利用の予定がある場合は、地方公共団体等の利用を優先する場合があります。

(2) 事前打合せ

当公園でのイベント利用を行う際は、事前に東部土木センター及びサービスセンターと打合せを行ってください。イベントの目的や内容、運営体制(責任者、安全対策等)、人・車両の動線、工作物等の配置・設置方法、水道・電気設備の使用などを確認します。

(3) 許可申請手続き

申請手続きは、開催2ヶ月前(設営日含む)から2週間前までに行ってください。

(4) 完了報告

イベント終了後、今後のイベント利用環境向上を目的として、以下の項目のご報告をお願いします。

【報告内容】

- ・来場者数、苦情(件数、内容)、管理者への要望、収支決算 など

(5) 手続きの流れ

表 6 手続きの流れ

時期	主催者（利用者）	サービスセンター	東部土木センター
開催 1 年前 ～ 2 ヶ月前	・ 空き状況の問合せ ・ イベントの概要説明	・ 空き状況の回答・仮登録	・ 利用条件、料金等の説明
	・ 「利用予約申込書」提出（2部） ※仮登録の1ヶ月後までに提出してください。	・ 「利用予約受付書」発行	
	・ 事前打合せ （内容）イベントの目的・内容、運営体制（責任者、安全対策等）、人・車両の動線、工作物等の配置・設置方法、水道の		
	・ 「現状変更許可申請書」提出		
開催 2 ヶ月前 ～ 2 週間前	・ 「公園内行為許可申請書」提出 ・ 「公園占用許可申請書」提出 （添付資料） 企画書、会場レイアウト図、運営組織がわかる資料など		・ 「公園内行為許可書」発行 ・ 「公園占用許可書」発行 ※公園使用料及び公園占用料の確定
開催 2 週間前 ～ 設営前日	・ イベント周知看板の設置 ・ 進入車両のリスト提出 ・ 使用料等の支払	・ 「車両進入許可書」発行	・ イベント周知看板の設置の打合せ ・ 「納付通知書」発行 ・ 「領収書」発行
設営	・ 資材搬入、設営	・ 設置状況の監視	
イベント 開催期間中	・ イベントの指揮監督 ・ 会場、トイレの定期的な清掃 ・ 苦情対応	・ 利用状況の巡視 ・ 主催者（責任者）の指導 ・ 記録用写真の撮影	
撤去	・ 清掃、ごみ回収、原状回復 ・ 「現状変更完了報告書」提出	・ 原状回復等の立会確認 ・ 水道・電気使用量の確認	

(6) 提出書類

- ◇ 公園内行為許可申請書
- ◇ 公園占用許可申請書
- ◇ 公園使用料等減免申請書 ※減免又は免除される場合のみ
- ◇ イベント企画書（目的、期間、事業概要、実施主体、運営組織、広報計画、収支計画等）
- ◇ 会場レイアウト図
- ◇ 利用面積又は占用面積がわかる資料（求積図、求積表等）
- ◇ 設備計画（仮設トイレ、ごみ箱、消火設備、給排水設備、電気設備等）
- ◇ 車両搬出入計画（車両台数、進入路経路等）
- ◇ 警備計画（夜間警備、イベント中の誘導員配置等）
- ◇ 出展内容がわかる資料（出展者の一覧、出展者募集要領等）
- ◇ 広報計画（ちらし、ホームページ、テレビCM、SNS等）
- ◇ タイムスケジュール（設営、開催期間中、撤去を含む全日程がわかるもの）
- ◇ 安全管理計画（緊急時の連絡体制、災害発生時の対応、医療機関等）
- ◇ 地方公共団体等による後援を証する公文書 ※必要な場合のみ

8. その他必要な手続き

表7 その他必要な手続き一覧

内容、手続き	関係法令
【食品を提供する場合】 ・飲食物を調理、販売する場合は、原則として「臨時営業」などの営業許可が必要	食品衛生法第52条第1項 熊本県食品取扱条例
【火気器具等を使う場合】 ・多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する場合は消火器を準備し、露天などを解説する場合は、消防局指導課へ届出が必要。 【観覧用補助イスを設置する場合】 ・ステージイベント等に際して、観客席として多数の補助イス等を設置する場合は、消防局指導課へ届出が必要。	消防法第9条 熊本市火災予防条例 熊本市火災予防規定
【交通混雑が予想される場合】 ・イベント期間中の交通の円滑の確保や事故防止の観点から、必要に応じて交通管理者と協議し対策が必要。	道路交通法
【仮設工作物等を設置する場合】 ・仮設工作物の構造や規模などによっては、建築確認、風致地区内許可、景観計画区域内における行為の届出が必要となる場合がある。	建築基準法第6条
	都市計画法第58条
	景観法第16条

※内容によっては、上記以外にも手続きが必要な場合がありますので、主催者にてご確認ください。

9. 許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、公園内行為許可又は公園占用許可を取り消し、今後の利用を認めない場合があります。

- ・ 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき
- ・ 施設や付帯設備・備品を破壊、滅失する恐れがあると認められるとき
- ・ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団の利益となると認められたとき
- ・ 都市公園法又は熊本市都市景観条例、その他関係法令に違反したとき
- ・ 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ・ 許可条件に違反したとき
- ・ 指定された期日までに使用料等を支払わないとき
- ・ 公園管理者の指示に従わないとき
- ・ その他公園の利用や管理運営上、支障があると認められるとき

10. 窓 口

1) 東部土木センター河川公園整備課

〔住 所〕 〒862-0916 熊本市東区佐土原 3 丁目 1 番 65 号

〔電 話〕 096-367-5509 〔FAX〕 096-367-5517

〔閉庁日〕 土日祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日

2) 水前寺江津湖公園サービスセンター（（一社）熊本市造園建設業協会）

〔住 所〕 〒862-0906 熊本市東区広木町 935-1

〔電 話〕 096-360-2620 〔FAX〕 096-288-9852

〔休館日〕 12 月 29 日から 1 月 3 日